

JEMIMA会報

Japan Electric Measuring Instruments Manufacturers' Association

- ◆ RoHS 指令の動向とJEMIMAの対応
- ◆ 海外調達実態把握アンケート調査結果報告
- ◆ インド現地市場調査訪問報告
- ◆ 輸出管理の意義と輸出管理委員会の活動
- ◆ 連載：WEEE&RoHS ブラッセル報告（第3回）
- ◆ JEMIMA 新刊行物紹介
 - ▶ 「明快！！安全保障輸出管理教本…入門から実務まで」
 - ▶ 「発明発掘の手法に関する事例集」





リオン株式会社
計測器技術部 計測器開発課
音響・振動計測器担当
大屋 正晴

ボタンひとつにも、こだわりました。

機能はひと目で見てわかりやすく、製品が現場でより正確に使用できるよう、
リオンの騒音計NLシリーズでは、操作ボタンの形や配置ひとつひとつも見つめ直しました。
「人にとって、良好な環境、安全な世界」をつくり出すためになくてはならない音響・振動計測器。
私たちは常に時代のニーズを取り入れ、新しいシステムを提案してまいります。
これからのリオンに、どうぞご期待ください。

S O U N D & V I B R A T I O N

実音モニタ機能を騒音計にプラス。(オプション)
メモ리카ード対応で大容量データ処理を実現。

精密騒音計

NL-32

◎測定周波数範囲／20 Hz～20 000 Hz



2001～2002 グッドデザイン賞



多機能・高性能の分析処理器。
センサの直結ができ、どこでも分析が可能。

多チャンネル分析処理器

SA-01/01A2/01A4

(4・8・12・16チャンネル、2チャンネル、4チャンネル)

◎分析処理機能／FFT、1/1・1/3・1/12オクターブバンド分析など



リオン株式会社

<http://www.rion.co.jp/>

総合カタログをご請求ください

計測器営業部／〒185-8533 東京都国分寺市東元町3-20-41 Tel.042-359-7887(直通) Fax.042-359-7458

国内外の製品安全規格認証で

弊社は、公正中立の立場で創立以来19年間の実績と
高い技術力で皆様をご支援致しております。

申請期間の長期化

申請費用の高騰化等で

お悩みではありませんか？

早期取得

開発費用削減等

でご支援致します。

弊社の業務案内

<お気軽にご相談下さい。お返しご連絡致します。>

1) 安全規格申請代行

- 最新の高い製品安全技術と、全世界の多くの認証機関との提携により世界の製品安全認証を確実にスピーディに取得するお手伝いを致します。中国CCCマーク取得もお任せください。現地駐在員が的確にフォロー致します。また、IEC（国際電気標準会議）のCBスキーム下でノルウェーのNEMKO ASのCB認定試験所（CBTL）は1998年9月に認定されており、これによりCB承認、CBレポートの早期取得が可能です。（同時にNEMKOマークの取得も可能です）又、2006年1月に新たにIEC60601-1（医用電気機器）、IEC60335-1（家電製品）、IEC61010-1（制御、研究実験用電気機器）等の規格のCBTLとしてIECEEに認定され、よりサービスの向上に努めています。
- 産業機械安全評価業務（CEマーキング欧州機械指令、米国機械安全、韓国産業安全等）
- レーザー機器のFDA申請（レーザー光、パワー測定可能）、医療機器のFDA申請書類作成等致します。
- 北米NRTL認証（MET、CSA、ETL、UL）の申請代行致します。
- 安全規格に関するセミナー、教育、指導、翻訳、調査業務。
- 電話回線網用端末機器の試験業務。

2) 電気用品安全法適合性検査

- 民間初の登録検査機関として、15区分の電気用品の基準適合性検査と適合性検査証明書の発行可能。
- 携帯発電機、電流制限器、変圧器・安定器、電熱器具、電動応用機械器具、電子応用機械器具、交流用電気機械器具、配線器具、電線、ヒューズの適合性検査が可能。（配線器具、電線、ヒューズは第2項のみ）

3) EMC測定

- 専門スタッフ（NARTE有資格者）によるEMC測定業務から対策業務まで一環したサービスを実施しています。
- 医療機器等に要求される2.5GHzまでの放射免疫測定が可能となりました。
- VCCI登録済、FCCファイリング済、TUV-R Appointed Test Lab、NEMKO認定ラボ、NVLAP認定サイト

4) 薬事法指定管理医療機器認証

- 登録認証機関として、医用電気機器、歯科用機器、画像診断装置、家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器、12区分の指定管理医療機器の認証が可能です。認証のための製品書類審査及び品質システム審査（QMS省令適合性調査）に加え、ご要望に応じ当社の試験部門にて申請前の評価試験業務についても対応させていただきます。

5) マネジメントシステム構築支援

- ISO9001、ISO14001、OHSAS18001の認証取得支援として、取得までの期間やそのコスト、取得後の無理のない運用までを視野に入れた、「お客様第一主義」の支援内容に高い評価を頂いております。

6) JCSS計量器校正試験

- 計量法に基づく校正試験を実施し、JCSSロゴ校正証明書の発行を致します。

7) 電波法 特定無線設備の認証

- 11月7日付で登録証明機関として、総務省に登録されました。これにより無線LAN、Bluetooth等の短距離無線装置に対して認定審査及び認証書の発行が可能です。



株式会社 コスモス・コーポレーション明野事業所 【お問合せ】 販売促進部まで

〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野319番地 TEL: 0596-37-0190 FAX: 0596-37-3609

E-mail: sales@cosmos-corp.com URL: <http://www.safetyweb.co.jp>

目 次

1 ●RoHS指令の動向とJEMIMAの対応

7 ●平成17年度 海外調達実態把握アンケート調査結果報告

13●平成17年度 インド現地市場調査訪問報告

15●輸出管理の意義と輸出管理委員会の活動

19●連載：W E E E / R O H S ブラッセル報告（3回）

21●法規制・規格委員会からブログ開設のご案内

23●JEMIMA新刊行物紹介

- ・「明快!! 安全保障輸出管理教本・・・入門から実務まで」
- ・「発明発掘の手法に関する事例集」

27●統計・特集 ・平成17年（暦年）の生産動向

31●お知らせ

- ・新入会員 正会員：株式会社小野測器
正会員：京西テクノス株式会社
賛助会員：日本キスラー株式会社
- ・第46回（平成18年度）定時総会の日時・場所について
- ・委員会組織の変更及び特別委員会構成会社について
- ・電気用品安全法の表示の変更に係る販売の経過措置についてのお知らせ
- ・平成17年度「後援・協賛に名義使用を承認した行事一覧」

37●行事報告

総務・事業・広報部／展示部／企画・調査・国際部／技術・標準部

49●統計

電気計測器の生産額実績（2006年2月）

●広告掲載会社

株式会社コスモス・コーポレーション……………表 3

リオン株式会社……………表 4

●今号の表紙

空に飛び立つ

人間には不可能で。でも、もしも夢が叶うなら
鳥のように大空を飛んでみたい……。そう願う人は多いはず。
そう、私もその一人。そしてそう思う人々の為に……。
今号は「春を待ちわびていた」（表紙デザイン：福田奈央子）

●JEMIMA Webサイト<http://www.jemima.or.jp>

計測展・セミナー・新刊など最新情報を掲載しています。また、セミナー開催等の情報をメール配信していますので、ご希望の方は、メールの件名を「メール配信希望」と標記して「お名前、勤務先、住所、電話番号、Mail」を明記のうえ、kimura@jemima.or.jp 宛てお申し込みください。

●禁無断転載

JEMIMA会報

2006/Vol.43 No. 2 2006年 4 月30日 発行

発 行 社団法人 日本電気計測器工業会（JEMIMA）

本 部：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-9-10

電話 03-3502-0601

関西支部：〒530-0047 大阪市北区西天満6-8-7（電子会館8階）

電話 06-6316-1741

編集事務局

総務・事業・広報部 木村伸雄

印 刷 日本印刷株式会社

●次号発行予定 2006年 6 月30日

●会報送付の変更・停止

kimura@jemima.or.jpまでご連絡をお願いします。

RoHS指令の動向とJEMIMAの対応

JEMIMA 法規制・環境
テクニカル・アドバイザー 若狭 裕

[1] はじめに

WEEE指令は2005年8月13日から、すべてのカテゴリに対して適用が開始された。RoHS指令**Directive 2002/95/EC** は、[表1]に示すように、Category 8(医療用機器)、9 (監視および制御機器)を除いて2006年7月1日から施行される。一方Category 8/9をRoHSの対象に組み入れる際の課題の検討が、ERA社 (EU委員会が指名したイギリスのコンサルタント会社) で2005年8月から開始された。RoHS指令において、Category 8/9がどのように扱われるかは当該産業界への影響が大きいと、JEMIMA環境グリーン委員会では、国内外の関係機関と連携をとりながら、その情報収集に努め対応を検討してきた。日本のCategory 8/9関連工業会の意見はPosition Paperにまとめられ、2006年3月ERA社に提出された。

[2] RoHS指令の概要と適用除外項目

RoHS指令は、WEEE指令と同時に2003年2月13日に発効となった。EU条約95条に基づいて制定され、要求事項を遵守している製品は全EU加盟国内での自由な移動が保証されることを目指している。[表2] にRoHS指令の要点を示す。同指令では、電子・電気業界は2006年7月1日以降に上市される製品（[表1]のカテゴリ8/9を除いて）について、現在製品に使用している鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤のポリ臭化ビフェニール (PBB) およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) を使用停止し、代替物質を調達しなければならない。RoHS指令は、基本的には[表2]に示す有害化学物質の使用禁止を求めているが、その物質を代替することが技術的、科学的に実行不可能な場合、あるいは代替することによって引き起こされる環境上、健康上あるいは使用者の安全に対するのマイナスの影響の方が、もたらされ得る便益より大きくなってしまう場合に限って、適用除外(Exemption)を認めている。

Category	WEEE	RoHS
(1) 大型家庭用電気製品	2005/8/13から適用	2006/7/1から適用
(2) 小型家庭用電気製品		
(3) IT及び遠隔通信機器		
(4) 民生用電子機器		
(5) 照明装置		
(6) 電動工具		
(7) 玩具、レジャー/スポーツ用		
(8) 医療用機器		適用除外
(9) 監視及び制御機器		
(10) 自動販売機		2006/7/1から適用

[表1] WEEE/RoHS指令の実施時期

- EU条約 95条に基づいて制定。--- 欧州統一市場の形成促進に主眼があり、要求事項を遵守している製品は全EU加盟国内での自由な移動が保証される。RoHS指令より厳しい国内法は制定できない。
- RoHSの目的は、6つの特定有害物質の製造段階における使用を制限することによって電気・電子機器の環境影響を削減すること。
- 2006年7月1日以降に上市される新しい電気・電子機器は、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) を許容値以上に含有してはならない。
鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE---1000 ppm 以下
カドミウム---100ppm以下
- カテゴリ8(医療用機器)およびカテゴリ9(監視・制御機器)は、RoHS指令の適用範囲には含まれていない。(2006/3/31現在)

[表2] RoHS (有害物質使用制限指令) 指令の要点

[表1]に示すように、現在Category 8(医療用機器)および9(監視及び制御機器)はRoHSの対象から除外されている。その理由はCategory 8/9が、そのアプリケーションの特性上、製品が故障した時の、生命、安全、環境への影響が他のカテゴリに比べて大きいため、RoHS指令の適用にあたっては、特に長期の信頼性の確認が必要とされているためである。一方RoHS指令の第6条には、2005年2月13日までに欧州委員会が見直しを行い、Category 8/9をRoHS指令に含めるよう提案することが示されている。

既にこの期日は過ぎてしまったが、この検討を進めるために、EU委員会は2005年8月にERA社（イギリス）をコンサルタントに指名し、具体的な検討が開始された。

[表3]にRoHS指令制定の経緯とJEMIMAの対応を示す。適用除外については、RoHS指令制定時（2003年1月27日）には、そのANNEX(付属書)に10項目の適用除外項目が記載されていた。その後、継続的に個別の項目に対してStakeholder Consultation がかけられ、世界の関連機関から多くの追加申請の意見が寄せられている。これらは、EU委員会で審議され、採択された項目がCommission Decisionで正式にANNEXに追加される。2005年10月13日(2005/717/EC)で3項目が修正され、2005年10月21日のCommission Decision（2005/747/EC）で新たに5項目の適用除外項目の追加が正式に認められた。また、2006年2月15日のTAC

(Technical Adaptation Committee：技術適合委員会)の非公式議事録には、更に5項目の追加が可決されたことが記載されている。

	EU	JEMIMA
2003/1/27	RoHS指令 発令 2002/95/EC 適用除外(10項目)	環境グリーンPjt委員会 Position Paper(1) (JEMIMA) 環境グリーン委員会
2004/4 2005/1/31		
2005/4 2005/8	ERA社指名 Category 8/9検討開始	
2005/10/13	Commission Decision 2005/717/EC 適用除外(3項目変更)	
2005/10/21	Commission Decision 2005/747/EC 適用除外(5項目追加)	Position Paper(2) Category 9(4団体)
2005/12/13		
2006/2/15	TAC 適用除外(5項目追加:可決)	Position Paper(3) Category 8(4団体) Category 9(4団体)
2006/3/16		
2006/4/26	Stakeholder workshop Category 8/9	

[表3] RoHS指令制定の経緯とJEMIMAの対応

[3] 計測制御関連産業の特性とJEMIMAの対応

Category 8/9の検討をするためには、まず計測・制御関連の産業の特性を踏まえておく必要がある。[表4]に計測制御機器関連産業の特性を示す。科学技術の進歩は、物理量を数値化する先端計測技術に支えられていると言っても過言ではない。また、産業分野ではプロセス制御システムにより製品品質、効率化、操業の安全性などが確保されているが、これを支えているのも計測・制御技術である。計測の対象は非常に多岐にわたっており、従って計測用センサー類はその種類も計測原理も極めて多岐にわたっている。センサー類には、物質の基本的な物理特性を利用して計測するものがあり、代替が困難なものも多い。また、その使用形態は、研究室用の計測器などは単独で機能する可搬型であるが、プロセス制御システムなどでは、フィールドセンサーや調節弁などのアクチュエータ類はプラントの一部として固定的に設置され、長期にわたって専用目的に使用されるなど、他のカテゴリーと異なる場合も多い。プロセス制御では操業の安全性の観点からも極めて高い信頼性が要求される。また製品ライフサイクルが長いのもCategory 9 関連産業の特徴である。

計測・制御機器産業の特性

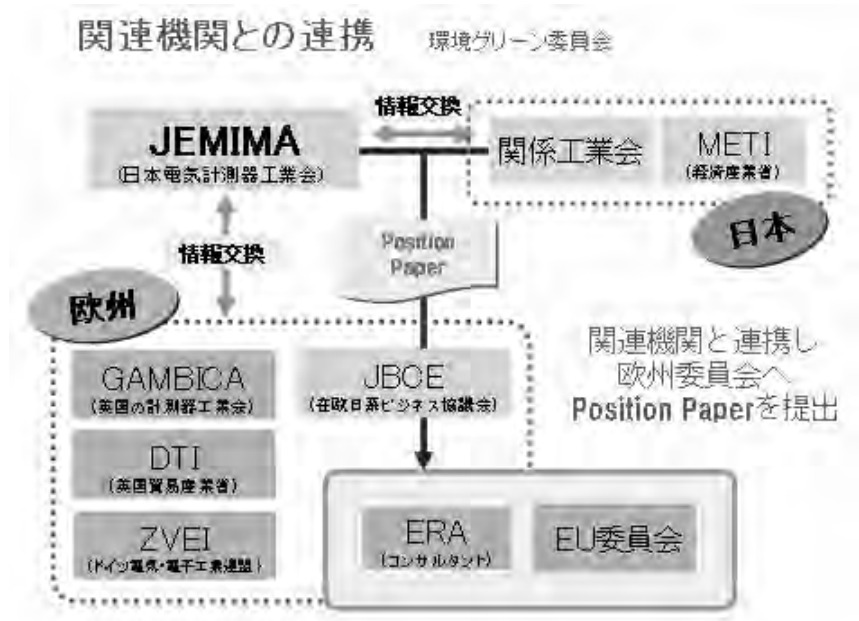
- 先端的計測 ― 計測器は科学技術の進歩を支えている。
- 計測器は産業の Mother Tool ― あらゆる産業を支えている。
- 測定対象は非常に多岐に亘る。
- 測定原理が物質の基本的な物理的特性に依存するが多い。
- 計測器：Traceabilityの保証、維持管理が重要。
- 計測器は多品種少量の産業。
- 計測器は Life Cycle が長い（10年～20年）。
- End of Life は産業破棄物として管理されている。
- 少ない使用総量と廃棄管理から汚染拡散の危険が小さい。
- カスタム部品が多いが、小規模の関連企業に依存している場合が多い。
- キーコンポーネント代替品への変更に一定の評価時間が必要。
- ―設計変更： 信頼性評価、精度、Traceability確保の評価

JEMIMA 環境グリーン委員会では、RoHS指令に積極的に対応することを基本とするが、このような産業の特性を考慮し、計測の原理上代替不可能なものに絞って適用除外申請項目を選定し、2005/1/31にPosition Paper(1)としてまとめた。

[表4] 計測・制御機器関連産業の特性

[4] 関連機関との連携

JEMIMAでは2004年4月環境グリーンPit委員会発足以来、内外の関連機関と連携をとりながら、WEEE/RoHS関連情報の収集を行い、検討を進めてきた。EUにおいては、JBCE (Japan Business Council in Europe：日系ビジネス協議会：ブリッセル) が、EU委員会ははじめ関係機関へのロビー活動の中心となって活動している。JEMIMA環境グリーン委員会は、JBCEはじめ、GAMBICA (計測制御関連工業会：イギリス)、DTI(Department of Trade and Industry：イギリス)、ZVEI(電気電子関連産業工業会：ドイツ)など関連機関を訪問しネットワークの構築に努めてきているが、対EU委員会(ERA社)への対応は、全てJBCEと連携して行っている。



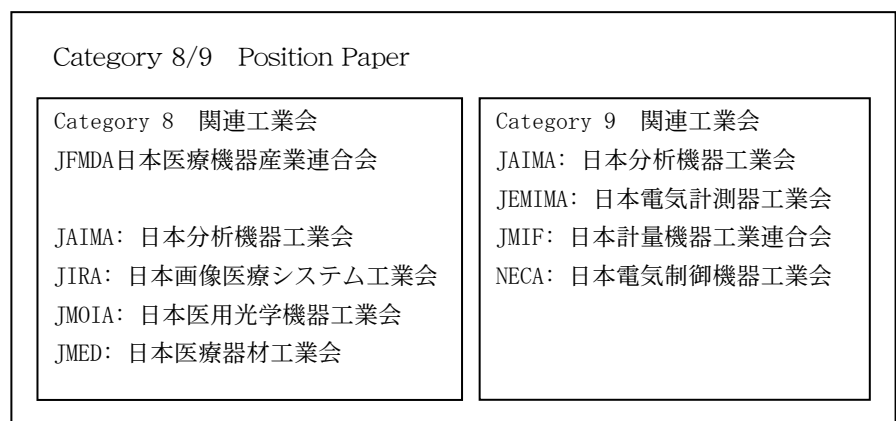
〔図1〕 関係機関との連携

日本国内では、Category 8/9関連工業会と情報の共有をはかるため、経済産業省のご支援のもとに、JEMIMAが事務局となって関連工業会連絡会を開催し、情報交換を行ってきた。この連絡会には、以下の関連機関の関係者が参加している。経済産業省、日本分析機器工業会(JAIMA)、日本電気制御機器工業会(NECA)、日本計量器工業連合会(JMIF)、日本電機工業会(JEMA)、日本医療機器関係団体協議会(日医機協：JFMDA)、日本医用機器工業会(JAMEI)、日本画像医療システム工業会(JIRA)、電子情報技術産業協会(JEITA：医用電子)、日本電気計測器工業会(JEMIMA)。

[5] Position Paper

JEMIMA環境グリーン委員会は2005年1月RoHS指令に関するPosition Paper(1)を作成した。その後ERA社によるCategory 8/9の検討が始まり、JBCE、経済産業省などからの要望を受けて、日本国内のCategory 9関連工業会としてのPosition Paper(2)としてまとめ、2005年12月13日にERA社に提出した。Position Paper(2)は、日本のCategory 9関連工業会として、JAIMA(日本分析機器工業会)、JMIF(計器連合会)、JEMIMA(日本電気計測器工業会)、NECA(日本制御機器工業会)が連携して作成された。Category 8(医療用機器)に関しては、JAIMA

(日本分析機器工業会)、JIRA(日本画像医療システム工業会)、JMOIA(日本医用光学機器工業会)、JMED(日本医療器材工業会)で検討が進められて来たが、Category 9関連工業会の検討結果と合わせて、日本のCategory 8/9関連工業会のPosition Paper(3)としてまとめ2006年3月16日ERA社に再提出した。



〔図3〕 Category 8/9のPosition Paper

Category 8/9のアプリケーションは極めて多岐にわたるため、アプリケーションごとに適用除外申請をすると、項目数は非常に多くなってしまいます。そのためJBCEでは、計測技術や利用目的などの共通性でくくった**Generic exemption**（包括的適用除外）を検討しERA社に提案している。日本のCategory 8/9関連工業会としてのPosition Paperをまとめるにあたっては、Category 8、Category 9関連工業会がそれぞれに検討してきた適用除外申請項目を、Generic exemption で再整理し、JBCEとの整合を図った。Generic exemption に沿ってJBCE / Category 8 / Category 9の対応表を作成し、この間の整合性を示した。これらはPosition Paper(3)に集約し、2006年3月16日付けでERA社に再提出した〔図3〕。なお、Category 9関連では、Pb(15)、Cd(4)、Hg(1) が適用除外申請提案されている。括弧内は項目数。

[6] Scope論 --- 何がWEEE/RoHS指令の対象となるのか。

Category 8/9をRoHS指令のScopeに組入れる検討が始まったが、WEEE/RoHS指令の条文の解釈を巡って様々な議論がなされている。製品がWEEE/RoHS指令の対象になるか否かの判断は、JEMIMA会員各社にとっても重大関心事であるので、主としてCategory 9に関する現時点での主要な議論の論点を整理しておく。以下に示される解釈には、明確でないもの、相互に整合がとれていないものなどが含まれているが、これらはあくまでも現時点での「ひとつの解釈」であって、決定されたものではない。Category 8/9を巡ってなされているScope論として、何が論点になっているのかの参考としていただきたい。いずれも今後EU委員会(ERA社)やStakeholder consultationでの議論を通じて整理され、最終的にはRoHS指令の改定に反映される。

[6.1] WEEE Annex IA, IB

そもそもCategory 9 とは何なのか？ WEEE指令のAnnex(付属書) IAに10の製品カテゴリが定義され〔表5〕、Annex IBにそれぞれのカテゴリの製品事例が挙げられている。〔表6〕にAnnex IBのCategory 9の部分を示す。JEMIMA製品区分に於けるオシロスコープのような可搬型の電気計測器(単独で機能する製品)は“Measuring, weighing or adjusting appliances for household or laboratory equipment”に、FA/PA計測制御機器は、またそれらの工業用のアプリケーションの大半は“Other monitoring and control instruments used in industrial installations(e.g. in control panels)”に該当し、それぞれCategory 9に属する。

[6.2] WEEE 2.1

WEEE指令の第2条1項は、「WEEE指令のAnnex IAで定義された10のカテゴリに属さない装置の一部になっているものは、WEEEのScopeには入らない。」と解釈される。これはScope論における解釈の基本になる。たとえば航空機や船舶はWEEEの10のカテゴリには属さないもので、これらの一部になっている電子機器はWEEEの対象にはならない。また、WEEE指令のAnnex IA (Category 6)によれば“**Large scale stationary industrial tools** (大型据付型産業用工具)”はWEEEの対象から除外されているので、“Large scale stationary industrial tools”の一部を構成する電子機器はWEEEの対象にはならない。では“Large scale stationary industrial tools”とは何なのか？

[6.3] Large scale stationary industrial tools

〔表5〕に示すように、WEEE指令のAnnex IAでCategory 6 に対しては“**Large scale stationary industrial tools** (大型据付型産業用工具)”は除外する、と明示的に規定がなされている。一方、“Large scale stationary industrial tools”とは何かは、WEEE指令には定義されていない。EU委員会が2005年5月に出したFAQの解説(以下FAQと略す)の1.3(3項)によると、“Large scale stationary industrial tools”とは「装置、システム、製品と (and/or) 部品の組合せで構成された機械あるいはシステムであって、産業用の機械または建物の特定の場所に、専門家によって恒久的に固定的に設置され、特定の目的機能を果たすために、産業用のみに使用されるよう設計されたもの」と解説されている。この定義によれば、Category 6に限らず、産業用のシステムの大半がこれに該当する。WEEEでは何故Category 6だけに明示的に除外されているのか？またFAQの解説は、EMC指令の“Fixed installations”の定義を参照していて、内容的にはそれに近いので、「“Large scale stationary industrial tools”はCategory6ではWEEEのScope外」に端を発して「“Fixed installations”は(Category6に限らず)WEEEのScope外」という解釈を誘発している。

[6.4] Fixed installations

WEEE/RoHS指令には“**Fixed installations** (固定設置)”は定義されていない。FAQ 1.3(5項)にはEMC指令(89/336/EEC)の定義が引用されている。EMC指令 [表8]によると、**Fixed installations**とは、「組立/据付業者によって組立あるいは据付られた複数の装置、システム、製品または部品の組合せであって、特定の場所で所定の環境で連係して動作することによって、所定の目的機能を果たすもの（ただし単独の機能または販売単位で上市されることを意図したものではないこと。）」と定義されている。またFAQ 1.3(5項)には、「If the “other type of equipment” is a fixed installation it will not fall under the scope of the WEEE Directive.」との記述があり、

これも「“**Fixed installations**”はWEEEのScope外」という解釈を誘発している。

それでは、「**Fixed installations**はすべてWEEEのScopeに入らない。」と言えるのか？ そもそもWEEE Annex IA,IB 自体がCategory 3のサーバーやCategory 9のControl Panel の様な“Fixed installations”に該当する製品（システム）をそのScopeの中に含めている。すなわち、もし「**Fixed installations**はすべてWEEEのScopeに入らない。」とすると、「Control Panel はFixed installationsなのでWEEEのScope外となるが、AnnexIAではControl PanelをCategory 9 としてWEEEのScopeに含めている。」という自己矛盾をきたしてしまう。整合性のある解釈の指針が必要である。

[6.5] WEEEのScopeはRoHSのScopeか？

以上に述べたScope論は全てWEEEのScopeであったが、そのままRoHSのScopeにあてはまるのか？

RoHS指令がWEEE指令のAnnexIA,IBで規定されている製品カテゴリをベースに作られていることから、このScope論はそのままRoHSにもあてはまると考えられる。DTIやEU委員会Legal services からも同様の見解が示されていると言われている。

[7] Category 8/9：予想される今後のスケジュール

ERA社は、2005年8月にEU委員会からCategory 8/9の検討のためのコンサルタントとして指名を受け、以来詳細の検討が進めてられてきたが、2006年3月末に「**Interim report**：中間報告」がEU委員会に提出された。引き続き4月26日にStakeholder workshop が開催され、関係者によってこのInterim reportの内容が議論される。このStakeholder workshopにはJEMIMAも参加要請を受けており筆者が出席する。ERA社は、Interim report に対するStakeholder workshop などからの意見を反映させ、2006年7月までに最終報告がまとめられる。EU委員会はこの最終報告にもとずき、Category 8/9をRoHS指令のScopeに組み入れるための法案改定の検討に入ることになる。

2006年2月15日のTAC非公式議事録によれば、「EU委員会の予定表によると、2006年末までにCategory 8/9をRoHS指令に含めるための提案情報を集め、その後**Extended Impact Assessment**を行ってから共同決定手続(Co-decision procedure)に入る。したがってEU委員会(Commision)から議会(Parliament)/理事会(Council)への提案が2008年年初以前の早い段階でなされることはなく、2010年以前に決議事項はないであろう。」と記載されている。

[8] おわりに

Category 8/9をRoHS指令に組み込むための検討が始まっている。EU委員会（ERA社）やStakeholder consultation での検討を経て、WEEE/RoHS指令の条文の解釈をベースに、整合のとった明快なScopeとCategory 8/9関連産業界の実態を踏まえた適用除外(Exemption)が提案されることを期待したい。

一方、Category 8/9以外の分野では既にRoHS対応が進んでおり、電子部品はじめサプライチェーンの多くがRoHS対応に切替わりつつある。Category 8/9を組み込んだRoHS指令の改訂は、EU委員会、議会/理事会の決定プロセスを経て2010年以降になるであろうが、JEMIMA会員各社としても、新製品への対応など可能な範囲からRoHS指令対応を進めていくことが必要であろう。JEMIMA環境グリーン委員会は、今後もJBCEや国内の関連工業会との連携を保ちつつ、Category 9関連工業会としてERA社(EU委員会)への対応を継続してゆく。

ANNEX IA**Categories of electrical and electronic equipment covered by this Directive**

1. Large household appliances
2. Small household appliances
3. IT and telecommunications equipment
4. Consumer equipment
5. Lighting equipment
6. Electrical and electronic tools (*with the exception of large scale stationary industrial tools*)
7. Toys, leisure and sports equipment
8. Medical devices (*with the exception of all implanted and infected products*)
9. Monitoring and control instruments
10. Automatic dispensers

[表5] WEEE AnnexIA に示されている10の製品Category

ANNEX IB**List of products which shall be taken into account for the purpose of this Directive and which fall under the categories of Annex IA**

9. Monitoring and control instruments
 - Smoke detector
 - Heating regulators
 - Thermostats
 - Measuring, weighing or adjusting appliances for household or laboratory equipment
 - Other monitoring and control instruments used in industrial installations(e.g. in control panels)

[表6] WEEE AnnexIB に示されているCategory9の製品例

Large scale stationary industrial tools

are machines or systems, consisting of a combination of equipment, systems, finished products and/or components, each of which is designed to be used in industry only, permanently fixed and installed by professionals at a given place in an industrial machinery or in an industrial building to perform a specific task.

Not intended to be placed on the market as a single functional or commercial unit.

[表7] Large scale stationary industrial toolsの定義 (FAQ)

Fixed Installation

"Fixed Installation", in the broad sense, is defined as "a combination of several equipment, systems, finished products and/or components (hereafter called "parts") assembled and/or erected by an assembler/installer at a given place to operate together in an expected environment to perform a specific task, but not intended to be placed on the market as a single functional or commercial unit.

[表8] Fixed installationsの定義 (EMC指令)

参考文献

WEEE指令 2002/96/EC

<http://www.dti.gov.uk/sustainability/pdfs/finalweee.pdf>

RoHS指令 2002/95/EC

<http://www.dti.gov.uk/sustainability/pdfs/finalrohs.pdf>

FAQ Guidance

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/pdf/faq_weee.pdf

EMC指令 89/336/EEC

http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr_equipment/emc/guides/english.pdf

平成17年度 海外調達実態把握アンケート

調査結果報告 概要

平成18年 3月23日

[社]日本電気計測器工業会 資材委員会

平成17年度の「海外調達実態把握アンケート調査結果報告（概要）」を公開します。今回、アンケートにご協力いただいた会員の皆様に感謝いたします。なお、詳細のデータはJEMIMA Webサイトの会員専用ページ（パスワードが必要）に公開しております。ご参考になさってください。

1. アンケート調査実施の概要

(1) 目的

生産・販売のグローバル化が進む中、更なる国際競争力を強化する必要性が生じている。そのため、部材・部品のグローバル調達の重要性がさらに増している。このアンケート調査は会員各社の資材の海外調達の実態を把握し、調達の課題・問題点を抽出し、会員全体の共通課題を見出し、解決することを目的としている。

このアンケート調査は平成16年に続き、2回目となるもので、毎年継続し、会員間の情報・課題の共有化さらに深めて予定です。皆様のご協力をお願いします。

(2) アンケートの実施期間及び回答の状況

□依頼日：平成17年 8月18日 Eメールにて各会員に配信（連絡員又は資材担当者ネットワーク参加者）

□回収締切日：平成17年 9月15日

(3) 回答の状況

□平成17年度回答者数：21社

□平成16年度比：4社増加

□16/17年重複回答者：13社（62%）

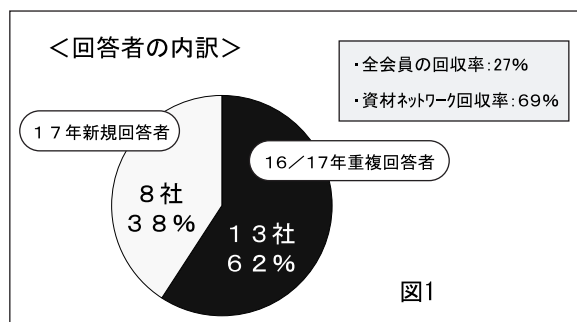
□17年新規回答者：8社（38%）

□回収率：

・全会員では27%（16年は22%）

・ネットワーク会員では（69%）

図1に回答者の内訳を示す。



(4) 今回の試み

□部品定義表の採用

16年度調査では、設問の中で部品名を問う場面で、夫々の表現で回答されたため集計に手間取った。

この反省を踏まえ、部品区分を明確にし、表現も定義した。今後、資材委員会ではこの表を基準に統計・調査等を行っていく。

□設問の大意区分を明確にし、回答を容易にできるようにした。

「第1部：国内生産の部材調達」、「第2部：海外生産の部材調達」、「第3部：中国部材調達」、「第4部：資材委員会に関して」と四つの項目に分割して行った。前回の16年の場合はメリハリが無く回答に戸惑ったとの反省をもとに17年度版を作成した。設問は基本的には16/17年とも同じとなっている。

2. 国内生産における海外メーカの部材・部品調達

冒頭に海外メーカの部材・部品使用の有無を聞いたところ、21社中20社は使用、1社は使用せず（純国産使用）と答えている。理由は「特注品が多く、使用個数も少ないため」とのことであった。

次に海外メーカ使用の金額ベースでの調達率を問うた。結果は図2に示すとおりである。回答者の65%は10%以下と答えている。まだ、この計測業界では殆どが国産部品愛用者とわかる。ただし、16年度調査では67%強であったことを考えれば徐々に海外部品に移行していることが伺える。また、50%を超える会員も20社中2社あることも驚きであった。

次にどんな部品をどんな国から買っているかの質問をした。半導体に代表するハイテク部品は欧米から、その他一般部品はアジア地域から調達していることが伺える。国別で一番多く調達していると答えたとき、米国が1位と答えた会員が一番多く、中国が2番目に多い国になっていた。16年度ほぼ変わらない状況である。部材・部品は各社まちまちであったので、会社別の表にまとめた。

海外メーカの部材部品調達の理由を聞いてみると、結果は図3に示す。1位は低価格、2位は国内で手に入らないとなっている。現在、調達の世界では低価格部材部品を求めて、世界をにらんでいるかが伺える。技術的課題はほぼ国産部材部品でまかなえる状況ではないか。16年調査の時もほぼ同じような回答であった。ただし、「国内に無い」と言う項目が無かったので、「低価格だから」圧倒的に多かった。

調達ルートについては図4に示す。国内商社を介して購入している場合は国内調達。海外商社又はメーカから直接購入している場合は海外調達とした。この結果、国内調達と海外調達は半々となっている。この質問は複数個の回答可になっているので、どこの会員も部品の種類によってルートを変えている。

国内の商社を介さずに直接海外から調達している人たちにその理由を質問した回答を図5に示す。理由の一番は、価格対応（安くなる）であった。直接交渉メリットの重視が伺える。次には、仕様変更・納期・トラブル交渉で、直接交渉することで、迅速な対応が求められている。

3. 海外生産に関する部材・部品調達

計測業界も昨今、積極的に海外生産を行うようになってきた。高性能・高信頼性が求められている計測制御機器の海外生産の部材・部品調達状況を聞いてみた。

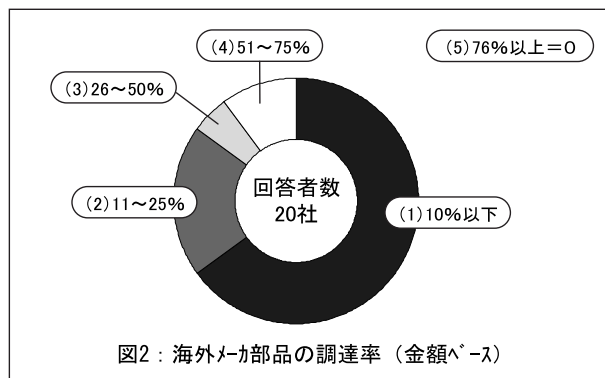


図2：海外メーカ部品の調達率（金額ベース）

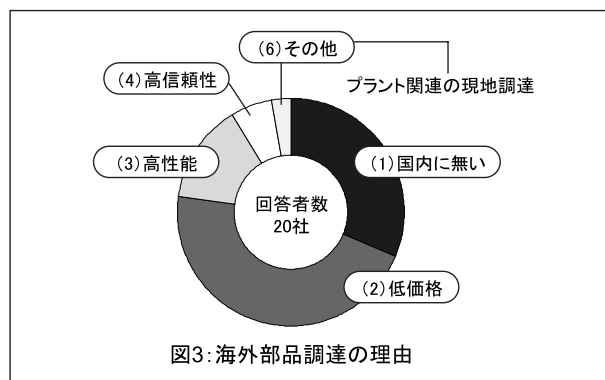


図3：海外部品調達の理由

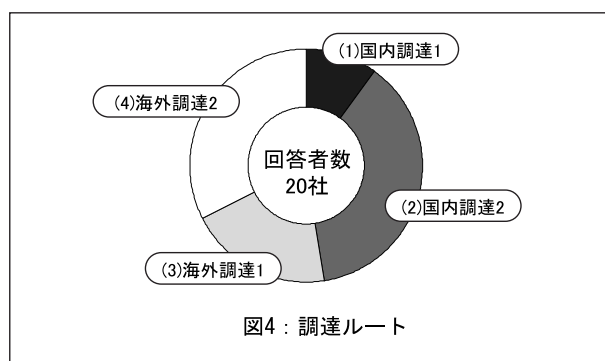


図4：調達ルート

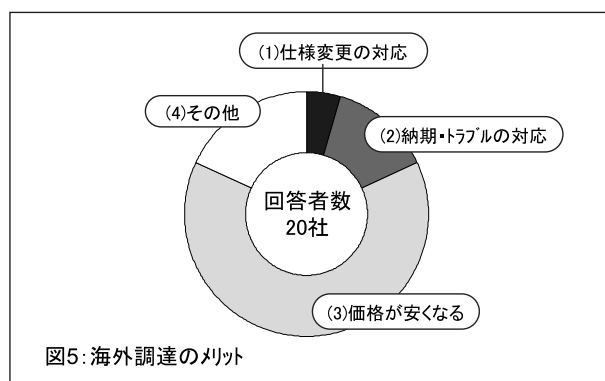


図5：海外調達のメリット

まず、海外生産の有無を尋ねた。回答の21社中8社（38％）が海外生産をしていると答えている。会員全員の回答ではないので確かなことは断言できないが、約3分の1は海外生産を行っているのではないかと推測される。次に生産拠点と生産開始時期を聞いた。生産拠点は、1位中国、2位東南アジア、3位韓国・台湾・欧州と続いた。殆どがアジア地域で生産されている。開始時期は1970年代が2社、1980年代が1社、1990年代が5社、2000年代が4社となっている。現地生産の部材・部品の調達方法を図7に示す。全て日本で調達して、現地に送る方法は無く、日本調達と現地調達の混用が大半であった。性能・品質を維持するためには、致し方ないことであろう。全て現地調達という所も1社存在した。

現状の調達方針は、全て日本からの指示が2社（26％）、一部現地の自主判断が3社（37％）で、全て現地の自主判断が3社（37％）であった。約4分の3の会員はある程度、生産現場での自主的な調達をしているようだ。

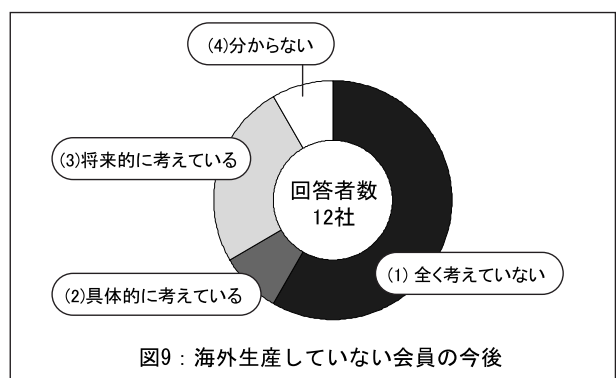
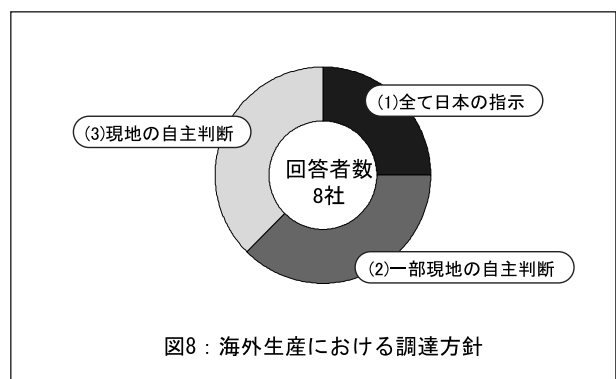
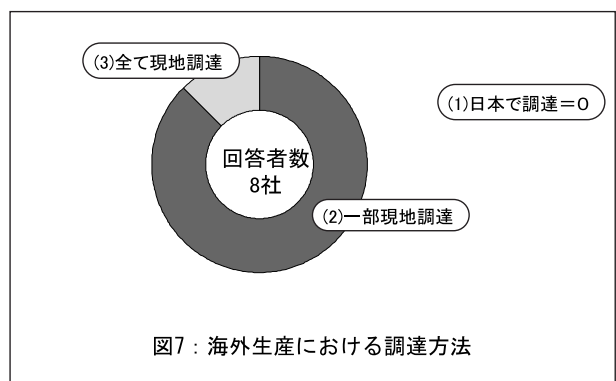
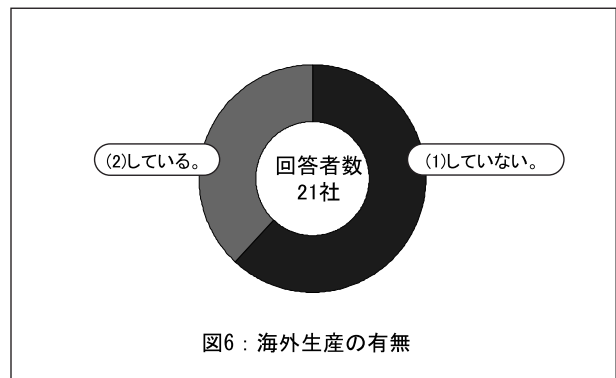
現地調達の主な部材・部品の種類をたずねたところ、抵抗・コンデンサ類が1位、2位は半導体関連、3位は機械加工部品・板金部品となっている。4位以下はコネクタ、配線材、電源トランス、プリント板、非金属加工品、ダイキャスト部品、梱包材となっている。電気部品類は日系の部品メーカーが多く海外展開しているので、性能・信頼性の点で問題の無い物が手に入るのではないかと。機構部品については、いわゆる地場産業に頼ることとなるので苦勞も多いのではないかと。

最後に、現地生産をしていないと答えた12社の方に、将来の現地生産の有無を答えてもらった。全く考えていないと答えた会員は7社（59％）で一番多かった。今、具体的に考えているが、1社（8％）、将来的に考えているが、3社（25％）となっており、今後の海外生産・海外部材調達の課題が多くなっているのではと推測される。

4. 中国からの部品調達について

今、生産及び部材調達に関して「中国」が一つのキーワードになっているのは間違いの無い事実である。しかしながら、品質は本当に大丈夫だろうか、価格は本当に安いのか、納期等の約束は守ってくれるのだろうかと言う不安が付きまとっているのも事実であろう。

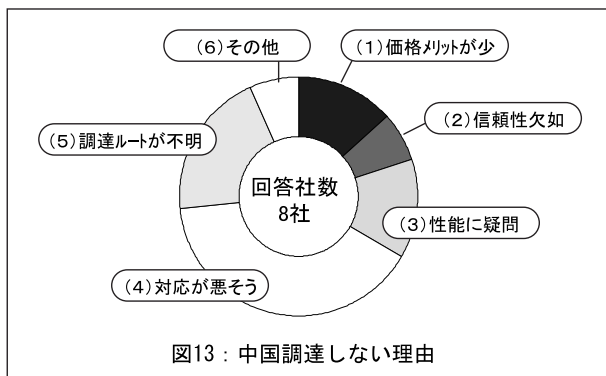
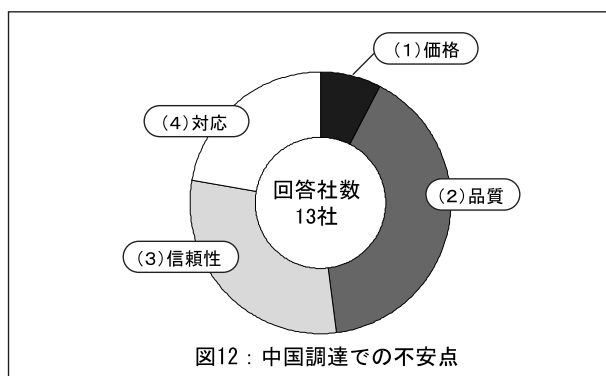
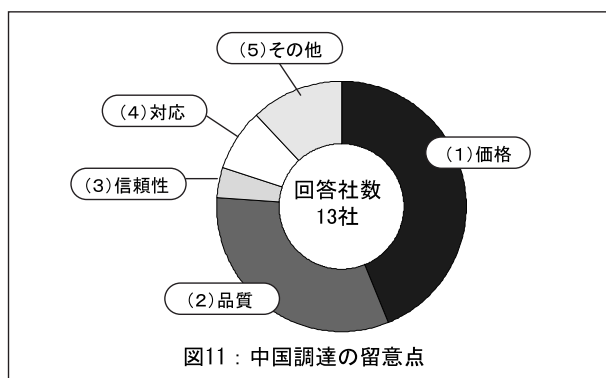
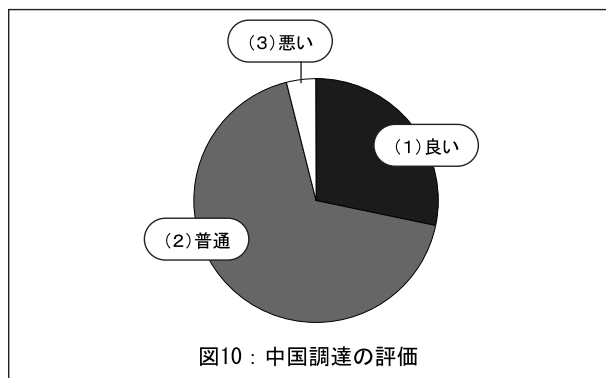
このため、特に、中国からの部材・部品調達に関して設問させていただいた。まず、全員に中国からの部材・部品の調達の有無を聞いた。21社中13社（62％）が中国からの調達を行っていると答えた。8社が行っ



ていないと答えた。平成16年度は「している」が56%で微増ではあるが、「している」増えている。調達金額の内訳は、10%以下が11社(85%)、25%以下が2社で25%以上と答えた会員は無かった。設問18では調達の具体データを提出してもらった。調達開始の時期は1990年-1994年が6部品、1995-1999年が10部品、2000-2005年が33部品と年を追うごとに増えている。特に機構部品の増大が目立つようである。評価は「良い」が15部品(28%)、「普通」が36部品(68%)、「悪い」が2部品(4%)であった。90%以上が許される範囲と思われる。部品の種類によって評価が違ふことは内容である。調達の地域は1位が華南地区(19部品)、2位が華中地域(17部品)、3位が東北地域、4位が華北地域となっている。部品の調達順では、1位トランス、2位プリント板、3位機械加工部品の順になっている。金額ベースでは1%未満が1位で32%となっている。5%以下を合せれば50%弱で、まだ全体の調達金額から僅かである。中国からの調達で最も重要視(留意点)している点を聞いた。図11に結果を示す。1位は「価格」で半数近くが答えている。2位は品質でこの点も十分な留意点であった。3位は対応で、信頼性を上回った。逆に不安と思っている点を尋ねた。図12に結果を示す。価格は後退し、品質、信頼性が上位を占めた。現状の中国を象徴しているようだ。最後に今後の展開を聞いてみた。「拡大する」が85%、現状継続が、15%と中止する人は皆無であった。

図13に中国からの調達をしていない人に聞いた結果を示す。1位は対応の悪さ、2位に「調達ルート(先)が不明」がはいった。性能・信頼性に対する不安も多いようである。

中国からの調達をしている会員に「現状の課題」について自由記述してもらった要約を記すと次の3点に絞られる。現状は「価格メリット」は大きい、品質維持・発注量・納期管理等に注力が必要のようである。



<中国部材調達者の現状課題要約>

- ・ 品質維持・納期管理のための体制作り。サンプルと量産品の品質の違い。品質対応の悪さ。
- ・ リードタイムと発注量・生産変動に対する即応性と税関手続き・運送費用。
- ・ 原材料等の高騰・人件費の高騰・元の高騰が仕入れ価格の上昇につながる恐れがある。

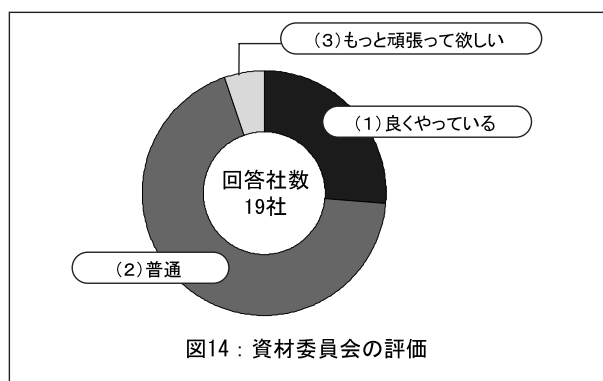
次に、中国部材・部品調達で、当工業会（JEMIMA）に期待することを自由記述してもらった。「期待しない」と答えた会員は20社中4社（20%）、「期待する」と答えた会員は20社中16社（80%）で、8割の方が何らかの形でJEMIMAの役割を期待しているようである。大きく言えば調達情報の公開をJEMIMAが窓口になって欲しいと言うものである。また、さらに進んで調達先の紹介も望まれているようである。

＜中国調達で当工業会に期待すること・要約＞

- ・信頼できる調達先・部品メーカーの紹介及び対応窓口（調達先・部品メーカー・価格・会社概要等）
- ・会員内の情報交換
 - 成功事例・失敗事例の報告 →6月セミナー（最新の中国調達事情）
 - 会員の具体的調達状況 →今回のアンケートデータ公開

5. 当資材委員会について

当資材委員会の活動状況について聞いた。「良くやっている」が回答19社中5社（26%）、「普通」が19社中13社（69%）、「もっと頑張りたい」が19社中1社（5%）であった。肯定回答が否定回答を大幅に上回った点についてほっとしているが、もっと「良くやっている」がせめて50%を超えるようにしたいものである。図14参照。



また、自由記述で、当委員会への意見・提言を聞いてみた。下記に示す。

＜資材委員会への意見・提言＞

- ・海外調達での優良企業の紹介
- ・WEEE&RoHS指令等の環境関連情報の提供は参考になった。
- ・セミナーで購買部門が共通する課題を取上げて欲しい（人材育成・開発購買・コストダウン戦略・グリーン調達等）

ご指摘の課題に対し、着実に皆さんのお役に立てられるように、活動を継続します。具体的には第6項で、まとめとして上記のことについて、回答します。

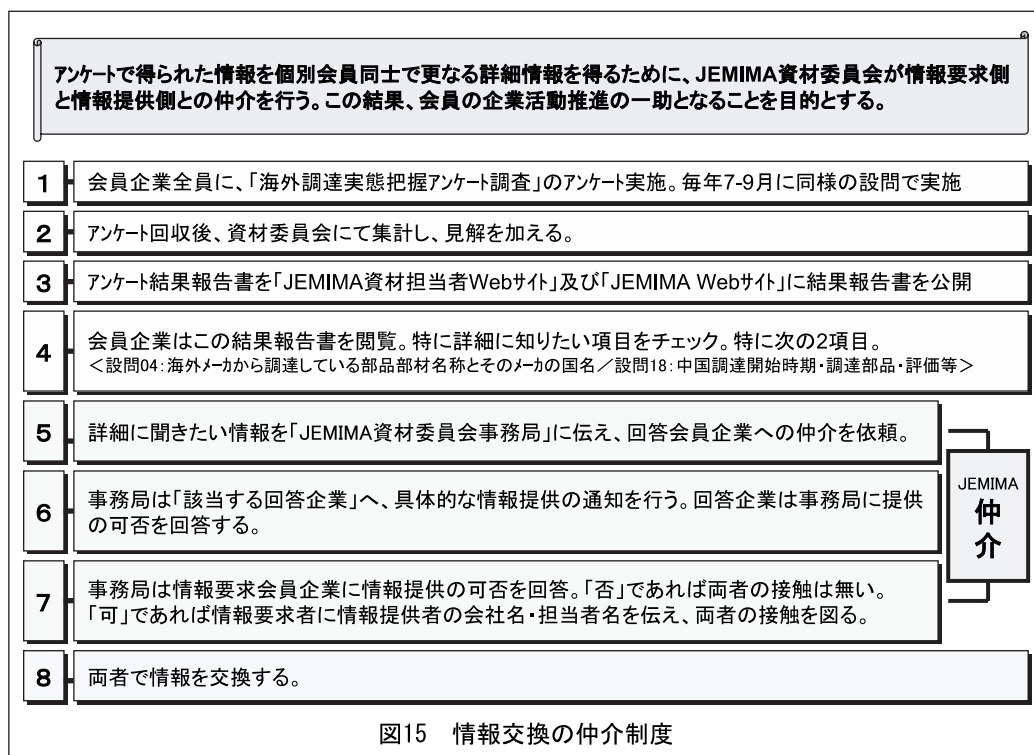
6. まとめ

(1) アンケートデータの会員間情報交換仲介制度の実施

今回のようなアンケートデータの閲覧者が情報提供者（回答者）に具体的話を聞きたい場合、閲覧者がJEMIMA資材委員会（事務局）を介して、情報提供者にそれを伝え、許可が出たら「閲覧者と情報提供者」の接触を仲介する制度です。この制度により、会員間の情報交換の活性化を図って行けるのではないかと考えています。

(2) 「JEMIMA資材担当者ネットワーク Webサイト」の活用と情報の公開

現在、資材委員会では「JEMIMA資材担当者ネットワーク」を組織し、同Webサイトを中心に、JEMIMAの資材に関する情報公開・交換を行っております。参加は登録制で、32社・52人の方が登録されています。参加費は無料ですのでお気軽にご参加（登録申請）してください。また、参加者には「JEMIMA資材ニュース」を月1回発信しています。このネットワークにより、JEMIMAからの資材関連情報がきめ細かく届くことを期待しています。また、会員の皆さんからの情報も提供いただき、活動方針の基礎とさせていただきます。



(3) サプライヤの紹介及び照会窓口機能の設置

この件については当面実行できません。調査機能・体制・資金面が皆無のためこのようなことは現在実現が非常に困難ですのでご了承ください。今後、何か実現可能なシステムが浮上したら考えます。

以上

「資材担当者ネットワーク」参加申込先

資材委員会事務局：河村至章 kawamura@jemima.or.jp

参加資格：正会員の資材購買部門の方 申込は電子メールお願いします。

平成17年度 国際委員会 インド現地市場調査訪問報告

インドはBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）の一角を占め今後の世界経済に大きな影響を与える国として注目されている。

JEMIMA会員企業もインド市場の重要性は認識しているもののインド市場に関する情報不足により具体的なビジネスプランが立てられないのが現状であると理解している。

国際委員会は今年度インド市場に的を絞り事前に講演会を実施する等、調査を実施し大枠での状況を把握してきた。

その集大成として国際委員会の委員長を団長とした現地市場調査団を結成し、インド市場の現地調査を実施した。

I インド計測器企業視察調査の目的と概略内容

1. 目的

インド市場をより具体的に理解するため現地調査を実施する。

① JEMIMA・IEEMA会員企業及び外資系企業を訪問し、以下の情報を入手しレポートにまとめる。

- ・インド市場の状況
- ・実オペレーションにおける課題・問題等

② 現地での調査を通して、国際委員のインド市場に関する理解を一層深める。



「インド電機電子工業会訪問」

2. 参加者：7名（下表参照）

No	工業会役職	氏 名	会 社 名	部 署 名
1	委 員 長	内藤 正行	株式会社 チノー	海外販売事業部貿易部
2	副 委 員 長	加藤 仁司	株式会社 アドバンテスト	第2販売統括部
3	副 委 員 長	井川 敏浩	共立電気計器 株式会社	海外第一営業部 業務課
4	委 員	井上 康之	エンドレスハウザージャパン(株)	プロダクトセンターマーケティング課
5	委 員	関口 裕助	横河電機 株式会社	海外事業部 企画部
6	委 員	田中 秀穂	岩通計測 株式会社	営業部 海外営業課
7	事 務 局	森野 智宏	(社)日本電気計測器工業会	企画調査・国際部 国際事業ユニット

3. 期間および訪問地

12月4日～6日 A組 バンガロール（加藤・関口・井上）
B組 ムンバイ（内藤・田中・井川・森野）
12月7日 合同 デリー

II インド視察結果サマリー

- ① 当初日系進出企業を中心に視察を行う予定であったが、思いのほかインド進出企業が少ないため、IEEMA傘下企業の訪問が主要テーマとなった。
- ② 2005年4月1日現在、日本企業が資本参加しており、かつ、日本人が常駐している会社はわずか298社。又、JETROデリー事務所の情報では、インド全国に駐在している日本人は約2,000名（家族含む）でその内半数の約1,000名はデリー地区に駐在。

治安は良好で安全であるが、日本人駐在員にとっては特に教育、食生活に関する困難が依然残っている。古くは欧米企業の進出がさかんであったが、近年はサムスン、LG、現代自動車等韓国企業の進出が顕著であり、日系企業は後塵を拝している。

- ③ 人口11億人を有する魅力ある市場。人口は近い将来中国を追い抜き世界一となる。

経済はここ数年6～7%の成長が持続し、安定成長期に入っている。

一次産業は停滞しているが、製造業・サービス業は10%を超える成長を遂げており、特に自動車、家電等耐久消費財、携帯電話等消費市場は活況を呈している。

下記に述べる基幹インフラ投資を含めインド市場はビジネスチャンスに満ち溢れている。

- ④ インフラの整備は、先進国に比べて明らかに遅れている。首都のデリー国際空港でさえもアジア各国の主要空港に比べ一段と見劣りする状況。

今後空港、鉄道、道路、電力、通信等基幹インフラの整備は必須な状況で、これから膨大な投資がなされることは確実。

- ⑤ 優秀な工科系大学が多数あり非常に有能で安価な技術者の確保が容易。特に、IT等、知的産業開発要員としてのインド人技術者の活用は検討の価値がある。
- ⑥ 税制は複雑であるが、基本的に輸入は自由にできる。また、イギリスの影響を強く受け法律は整備されている。
- ⑦ インド市場に受け入れられる商品は、低価格・高品質商品と言われているが、実際は価格がキーとなることが多い。

政府系企業および大手企業における購買方式は、一般的には入札方式で、クリーン、公正である。

- ⑧ インド進出希望企業に対するIEEMA傘下企業からのアドバイスは、異口同音に、よりよいパートナーの選択と、忍耐（インド市場の特性を理解する）。
- ⑨ 汎用品であれば、計測器、FA/PA機器のインド内生産も盛ん。

他の東南アジアの国と異なり、輸入相手国は欧米が中心。最近は中国・台湾・韓国等からの輸入も増加している。又、インドの輸出先は、中近東・アフリカ等が中心で日本とは大きく異なっている。



「10分でシステム組変可能なチップマウンター」



「LPガス運搬風景」



「市民の日常生活の一部」

輸出管理の意義と輸出管理委員会の活動について

輸出管理委員会 17年度委員長 米満 啓

折しも不正輸出の報道が相次ぎ、また3月3日には経済産業大臣から当工業会へも、企業における「輸出管理の厳正な実施」を推進するよう要請文が発出されたところであります。企業にとって輸出管理がなぜ重要なのか、どのような点に力を入れるべきか、そのために輸出管理委員会は何をし何ができるのかについて、日頃考えていることを記しました。みなさんの参考になれば幸いです。

1) 輸出管理は企業存亡の大事

先ごろ経済産業省で行われたセミナーで当局講師が「存亡の大事」という表現をされました。

では輸出管理を軽く見るとどんな怖いことになるのか、自分なりの考えを簡単にまとめてみました。

①罰則・制裁・社会的信用の失墜

当然、法令違反に対しては懲役・罰金が課されます。更に怖いのは輸出禁止（Max 3年）の制裁です。

例えば無人ヘリ事件の企業は、もし容疑が事実であれば、数ヶ月の輸出禁止が課されるでしょう。

そうなると本業であるオートバイ部門についても、世界各地の子会社に部品一つ、図面一枚送ることさえできません。それらの子会社は開店休業を余儀なくされることでしょう。^{*1}

また、この種の不祥事を人は容易に忘れてくれません。いつまでも「あの件の某社」と言われ続けることを覚悟せねばなりません。

②ケアレスミスでも厳しい報道

不正輸出に対しては犯罪者として厳しい報道がなされるのが常です。たとえ悪意なく、単なるケアレスミスによる違反でも論調は変わりません。

単なるケアレスミスでも	報道の論調は
韓国への輸出に当たり、装置がその韓国企業の中国工場に転送される予定を知りながら、ウッカリ「韓国向けとして手続」（99年摘発の「迂回輸出」事件）	・核兵器開発にも転用可能な測定装置を中国に不正輸出 ・韓国を経由した迂回輸出

③違反は即事故

車の運転で制限速度をオーバーしても、事故に至らなければ「結果オーライ」ということがあります。輸出管理の世界では、違反は即事故として処罰され、また報道されます。

座標測定器メーカーの例で	報道の論調は
輸出相手は中国・タイの日系企業と言われている。 「国際的平和・安全の維持を妨げる」相手ではなさそう	・高性能な装置でウラン濃縮用遠心分離機の管理にも用いられる。

④「見解の相違」ではすまない

税務調査で追徴課税された企業の常套句に「見解の相違」があります。輸出管理でそれは通りません。まして輸出管理部門に「智慧を出せ」と言って、甘い法令解釈を試みるなどは論外です。

輸出管理を軽視していると	報道の論調は
「ダメ元」の精神で、甘い法令解釈用い輸出	・「ダメで元々」どころか邪悪な犯罪者扱い

⑤李下に冠をたださず

たとえ法的に問題なくても、社会的批判を浴びたり、当局から「捜査に協力」を求められることがあります。特に後述のキャッチオール規制については、日頃から慎重な管理が必要です。

法令違反がなくても	脇が甘いとこんなことに
例；経済産業省ブラックリスト(外国ユーザーリスト)に掲載はされていない国防筋のユーザー向け輸出 (何となく胡散臭いと感じたが、法令の形式的要件クリアしているので踏み切った)	・後日、核兵器関与ユーザーとの情報が流れ新聞に「最初から知っていたのでは？」と書かれ当局に「捜査への協力」を求められる。

2) 右肩上がりのキャッチオール規制

現行の規制は「リスト規制」と「キャッチオール規制」の二本立てです。

「リスト規制」とは、輸出される物(及び技術)のスペックに対する規制です。規準値以上のスペックのものが規制対象(規制該当)となります。(「アブナイ物は誰が持ってもアブナイ」ので、リスト規制では地域・ユーザーを問いません。)

「キャッチオール規制」とは、取引先(需要者素性と購入用途)に関する規制です。たとえロースペックの品目でも「持つ人が持てばアブナイ」という意味で規制をかけるわけです。(Catch Allという通称は、スペックの高低問わず「総てを」というところから来ています。)

要約すると『アブナイ物を出すな』＝リスト規制、『アブナイ相手に渡すな』＝キャッチオール規制」ということになりましょう。

(リスト規制とキャッチオール規制の違い)

	製品スペック	ユーザー及び地域
リスト規制	チェックの焦点 (アブナイ物か?)	—
キャッチオール規制	—	チェックの焦点 (アブナイ相手か?)

企業にとっての重要性を長期的に見ると「リスト規制チェックの意義は右肩下がり、キャッチオール規制は右肩上がり」と言えるでしょう。

リスト規制の重要度が右肩下がりというのは、規制緩和により、昔に比べて規制該当の品目が減ったためです。その結果、規制該当か非該当かで迷い、詳細な判定作業が必要になる場面も少なくなりました。

コンピュータを例に申しますと、八十年代はDOSベースの16ビットマシンが規制対象(規制該当)でした。その後、規制閾値が段階的に引き上げられ、今では本体性能が規制該当のパソコンはほぼ皆無という状態です。

(コンピュータ複合理論性能の規制閾値の変遷)

1996年	2000年	2004年～	参考(Pentium4 #660)
710MTOPS	6,500MTOS	190,000MTOPS	13,752MTOPS

一方のキャッチオール規制は、最近の国際情勢を見ればお分かりのように、益々その重要性が高まっています。大量破壊兵器(核・化学・生物兵器、ミサイル)を持ちたい、自国で開発したいという一部の国の欲求には衰える気配がありません。大量破壊兵器の拡散を防ぐため、関連物資を「アブナイ筋」に渡すべからずという要請は年々強まっています。更に最近では、通常兵器(小銃・大砲・戦車etc.)関連の需要者等今までキャッチオール規制の対象を拡大することが検討されています。

企業の輸出管理も、これからはキャッチオール規制に、より重点をおくことが求められるでしょう。

* 1 無人ヘリ事件は、輸出令別表第1の4項への違反(2005年追加条項に抵触)と報道されています。

そうだとすれば、2005年の輸出令改正で無人ヘリの輸出事業が存続困難になることを、また法令違反が高つくことを、なぜこの企業の輸出管理部門は経営陣に上げなかったのでしょうか?あるいは輸出管理部門にはそのような役割が元々期待されていなかったのでしょうか?それとも経営陣がそれを軽視して聞き逃していたのでしょうか?

3) 実効性ある輸出管理を目指して

最近、コンプライアンス活動の一環として輸出管理を重視する^{*2}という企業が増えてきました。喜ばしいことです。ただ、わたくしたち実務に携わっている者から見て残念な傾向が三つあります。

- ①輸出管理のレベルよりも、そのために費やした投入量に目が向きがちなこと。
- ②リスト規制偏重になりやすいこと。
- ③形式主義に陥りやすいこと。

「残念な傾向」の例	考察
<u>①投入量にばかり目がむいてしまう</u> 例；「当社は何百人体制で輸出管理を…」	・力を入れようということ自体はすばらしいと思います。 ・しかし「どこにどのように力を入れるか」も大切です。 ・百人のアマチュアは一人のエキスパートに如かずです。
<u>②リスト規制の偏重</u> 例；「当社は輸出管理に一層注力」という中身が、「どんな品目であっても、経験に頼らず必ず詳細技術資料でチェックせよ」ということだった。 (デジタル体温計でも、ただのケーブルでも……)	・規制緩和の結果「規制非該当と経験則で判断可能」な品目が急増しています。 ・最初から非該当と判明している品目の書類作りのために「何百人体制」が必要などということはありませんか？ ・リスト規制の相対的重要度は長期低落傾向にあります。 ・キャッチオール規制への対応は大丈夫ですか？ ・キャッチオール規制は新しい概念だけに、どのように注力してよいか分からない。仕方ないからリスト規制の管理だけバカ丁寧に頑張るなんてことはありませんか？
<u>③形式主義</u> 例；パラメータシート（CISTEC編集の規制該当判定ツール）以外の用紙を用いた判定は認めない。	・「パラメータシート向きの品目」（電子部品など）と「不向きな品目」（システム商品など）が世の中にはあります。製品の特性に応じた柔軟な対応をおすすめします。 ・また書式に気をとられて内容チェックが疎かになってはいけません。

「リスト規制とキャッチオール規制」、「内容と形式（手続）」etc.。どれも大切ですが、**バランスよく、また重要度に応じた濃淡をつけることで、より実効性が高く血の通った輸出管理**を目指そうではありませんか。

* 2 実は、その企業が真に輸出管理を重視しているかどうかを示す指標が二つあります。

輸出管理に優秀な人材を投入しているかどうか、そして経営陣が輸出管理部門と頻繁に意思疎通をしているかどうかということです。（あまりに優秀な人に来られると、わたくしたち現職の者が浮き上がってしまうので痛し痒しではありますが）

『なぜ企業不祥事は、なくならないのか』（日本経済新聞社）においても、社内コンプライアンス体制を実効的に機能させる鍵として、「コンプライアンス部門が十分な予算を持ち、社内でも一目置かれる優秀な人材が配置されること。それによりトップの本気度を社内に示すこと。」を挙げています。

4) 輸出管理委員会の活動

現在三十社が加入。毎月の定例委員会における情報・意見交換のほか、三つの分科会で輸出管理ツール作成や勉強会開催を行っています。

前節で「バランスよく」と申しましたがそのためには「バランスと重要度の判断能力」を養わねばなりません。それには、社外と交わり情報を取り入れ、また世間の考え方を知ること、それらを通じて感覚を磨くことが必要です。

ここに委員会活動に参加する意義があります。

敢えて申せば、委員会活動の最大のメリットは**活きた情報に接することができること**だと思います。

法令・通達のポイント解説もあれば、法令等の文面を眺めただけでは気が付きにくい事項の指摘、今更人に訊けない質問、今抱えている悩み等々、委員会の席上では様々な会話がかわされます。

これらは座学では決して得ることのできない情報であり知識です。また「悩んだときに相談できる場」が存在するということも委員会の重要な意義です。

繰返しますが「実効性ある血の通った輸出管理」のために、カギになるのは「人的問題」だと思います。

先般、委員会出席者の意識調査をしたところ、回答者全員が委員会活動を、自身のスキルアップに有益と答えています。

委員会の今後の活動に御注目下さい。そしてみなさんの参加をお待ちしています。

以上

三分科会の主な活動

- 技術分科会；輸出管理入門テキストの作成
(2006年2月発行)
- 制度分科会；自己管理チェックリストの設問解析し
記入要領（記入例）作成
- 通関分科会；通関士テキストの輪読

主な委員会行事

- 見学会 ；セントレア空港通関部門（5月）
 横浜港通関部門（7月）
 原研東海研究所（11月）
- セミナー ；安全保障貿易説明会（於京都 10月）
- ほか ；CISTEC実務能力認定試験直前勉強会など



空港内、輸出前の荷物管理場



横浜大黒埠頭コンテナヤード



WEEE&RoHSブラッセル報告（3回）

環境グリーン委員会
副委員長 小山師真^(※)

皆様いかがお過ごしでしょうか。今年はここ欧州も日本も本当に寒い冬となりましたが、ようやく長い冬も終わり、夏に向けて季節が移ろいであることを実感されていることと存じます。

ブラッセルでは冬至を過ぎて新年を迎えた頃から日々、日が長くなっていくことを実感できます。3月に2週間ほど仕事で日本へ帰国しておりましたが、ブラッセルへ戻る途中、随分と日が長くなったことを実感しました。3月の終わりにはサマータイムが始まり、この頃、日没は20時台となります。これから夏に向けて、22時を過ぎても明るいという日本では考えられない時期もあり、ついつい夜更かししてしまいそうになります。このサマータイムという制度はEC指令によって定められています（サマータイム指令(2000/84/EC)）。3月14日付のEU官報Official Journalで、2007年～2011年のサマータイム開始日と終了日が告示されました。こんなところでもEC指令が活躍しています。家族や友人、親しい人との時間を大切にできるという意味においては「日本でもこのようなサマータイム制度を導入すればいいのに」と思うのですが、働き者の私たち日本人にとっては有意義にその時間を活用することは困難なのかも知れません。

毎回私の旅行記とも言うべき写真を掲載させて頂いておりますが、今回は私の住んでいる付近の写真を掲載致します。ブラッセル市内でも日本人の多く住む郊外の居住区の町並みをご覧ください。

1. RoHS指令カテゴリー8&9 テクニカル・スタディへの対応

懸案となっておりますRoHS指令カテゴリー8&9問題ですが、現在英国ERAテクノロジー社においてカテゴリー8&9をRoHS指令の適用範囲に含めるかどうかのTechnical Studyが行われておりますが、3月末に彼らを取り纏める中間報告(Interim Report)に間に合うよう、JBCE(在欧日系ビジネス協議会)および、日本産業界(Category 8, JFMDA, JAIMA, JIRA, JMED, JMOIA/Category 9, JAIMA, JEMIMA, JMIF, NECA合同)から要求提出を終えました。日本国内の産業界としてはJBCEより提出したものを土台とした、医療機器と計測、分析、制御機器が一本化された要求を提出できたことは、日本全体の足並みを揃えておく意味においても非常に意義のあったことと思います。関係各位のご尽力に感謝申し上げます。

2. 適用除外申請の状況

今回の日本提案の大きな特徴は、適用除外申請における「包括的適用除外(Generic exemption)」にあります。詳細はJEMIMA環境グリーン委員会にお問い合わせ頂くとして、概要としては、技術カテゴリー毎に禁止物質を必要とする目的別に包括して適用除外申請を行っています。例えば放射線(Radiation)技術では「人体防護目的の放射線遮蔽目的の鉛(Lead in radiation shield for exposure protection)」や「信号変換のための鉛・カドミウム(Lead and Cadmium for radiation signal conversion)」といった括りで適用除外申請をしています。この目的は大きく3つあります。

- ① 機器毎に個別の適用除外申請を行った場合、非常に多くの適用除外申請書が必要となり、そのための作業は個別の各企業にとって大きな負担となる。他方、多くの適用除外申請を欧州委員会も望んでいない。
- ② 適用除外は4年毎に見直しが実施されるため、包括除外によって永続的に適用除外を確保することが比較的容易である。
- ③ 包括除外によって新技術の開発を妨げない（個別の適用除外申請の場合はその都度適用除外要求が必要となる）。



包括除外は全部で13件となり、その範囲で収まらなかったものとして別途Othersという個別適用除外申請を数件行っています。

3. 適用範囲の問題

特に大型産業用機器（プラント設備やその制御システムなど）がカテゴリー9に入るのかどうか、という点については一部制御機器メーカーにとっては関心の高いところだと思います。

そもそも大型産業用機器をWEEE&RoHS指令から除こうとする議論の根拠には、指令原文にカテゴリー6の但し書き「据付型の大型産業用工具は除かれる」の文言と、WEEE指令2.1項の「指令に該当しない製品の一部を構成する部品・ユニットはこの指令の対象とはならない」の文言に由来しています。2006年2月15日の英国DTIによるTAC非公式議事録によれば、前者の考え方に沿って議論を進めるような結論に至ったようです。本件は既に施行されているWEEE指令にも関係しておりますので、ご関心のあるメーカーは注意を要する案件であると言えます。

4. 法制化スケジュール

法制化スケジュールについては前回お知らせした内容から「影響調査(Extended Impact Assessment)」の追加がありました。現在のところ以下のように想定されております。

- ・ Interim report(ERAによる中間報告)・・・2006年3月末
- ・ 中間報告を受けての欧州委員会主催によるワークショップ・・・2006年4月26日
- ・ ワークショップの内容を踏まえたERAによる最終報告・・・2006年7月末
- ・ その後、影響調査(Extended Impact Assessment)を約9ヶ月間実施
- ・ 影響調査実施後、欧州委員会により法案起草、共同決定手続きによる法制化開始
- ・ 法案成立、施行。

2006年2月15日の英国DTIによるTAC非公式議事録にも記載の通り、2010年より前にカテゴリー8&9がRoHS指令の強制適用を受ける可能性は低くなっています。（注：WEEE指令は既に2005年8月13日より適用を受けています。）

5. おわりに

日本産業界としての要求提出はひとまず終えましたが、最終報告書が提出されるまでも引続き確実な要求の実施のために活動していく必要があります、また、その後も法制化されていく過程での作業もあります。他方、今回纏められた要求が、必ずしもパーフェクトなものである可能性は高くなく、引続き要求の漏れなどを確認していく必要があります。

(*) 株式会社 堀場製作所 ブラッセル駐在事務所

法規制・規格委員会からブログ開設のご案内

近年、計測機器製品においても、安全性やEMC規制等、法的根拠に基づいた製品対応の重要性が増しています。法規制・規格委員会では、日本・海外問わず、計測器製品に必要となる、法規制・規格を中心に情報を広く把握し、会員企業様に情報を提供し、共有化・フィードバックすることが重要と考えております。

このたび、皆様からのご意見ご要望を書き込める場（会員専用）として、「法規制・規格委員会の広場（ブログ）」URL：<http://j-houkisei.boxerblog.com/>を開設する運びとなりました。主なブログ内容は下記のとおりです。ご利用についての詳細はブログ内の利用規約をご確認ください。

なお、ID/PWDは、JEMIMAホームページの会員専用ページと同じです。ご不明な方は、事務局、または、会員連絡員まで問い合わせ願います。

記

委員長ごあいさつ

社団法人日本電気計測器工業会 法規制・規格委員会も、前身である海外法的規制PJ委員会活動から継続し4年を経過しようとしております。近年、計測機器製品においても、安全性やEMC規制等、法的根拠に基づいた製品対応の重要性が増し、これら多くの情報が求められるようになりました。また最近のグローバル化の流れの中、世界中に製品を出荷するとなると、仕向け地毎の法規制・規格に対応しなければなりません。よってこれらの情報収集や理解を含めると、膨大な作業量となり、それぞれの企業毎に調査を行うには、大変な工数が必要となります。

法規制・規格委員会では、日本・海外問わず、計測器製品に必要となる、法規制・規格を中心に情報を広く把握し、工業会会員企業に情報を提供し、共有化・フィードバックすることが重要と考えております。

当委員会は活動以来、会員企業様と共に情報の共有化を積極的に推進しており、今後も、EMCや光安全に関するセミナーを実施する次第ですが、必ずや皆様の問題解決に役立つものと確信しております。これからの委員会活動の発展に、本ブログをご活用頂き、皆様からの、貴重なご意見賜れることをお願い申し上げます。

2006年1月1日 法規制・規格委員会 委員長

セミナー活動

電気計測器を中心とした製品の安全・EMCに関する国内外の法規制・規格に関するセミナーを企画しています。セミナーの開催は、JEMIMAホームページとメルマガにてご案内しております。今後のご参加をお待ちしております。

主なセミナー内容

- ・ 電気用品安全法
- ・ 安全・EMC規格（IEC61010-1、IEC61326）
- ・ 安全・EMCに関する欧州・韓国・中国・台湾・ロシアの最新情報

今までのセミナー開催実績

- 2006年2月 「欧州新EMC指令ガイドライン原案+EN 61326/A3」*1
- 2006年1月 「製造者のための光（レーザ・LED）安全規格と法規制概要」*1
- 2005年11月 計測展において「企業に求められる安全対策－遵守すべき世界の法規制」
- 2005年9月 「アジア各国と欧州の、製品安全・EMCについて」*1
- 2005年3月 「韓国・中国・台湾・ロシアの製品安全・EMCについて」*1

2004年12月 「WEEE／RoHSの最新動向とその対策」(第3回)
2004年8月 「WEEE／RoHSの最新動向とその対策」(第2回)
2004年5月 「電気用品安全法セミナー」*1
2003年7月 「第2回EN (IEC) 61010-1：2001年版の解説セミナー」
2003年5月 「EN (IEC) 61010-1：2001年版の解説セミナー」

注1：WEEE/RoHS関連は、現在、環境グリーン委員会が主催しています。

注2：*1に関しては、セミナー資料(有料)の在庫が若干あります。ご希望の方は、当委員会事務局 久保野 (kubono@jemima.or.jp) まで問い合わせ願います。

情報収集活動

電気計測器を中心とした製品に係わる国内外の各種法律及び関連規格についてその制定、改廃に関する情報を収集し、その情報を会員に対して有料又は無料にて提供することを目的として活動しております。

主とする情報収集対象：安全(電気、光)、EMC

ご意見ご要望

- ・ 委員会活動に関するご要望(自由書込み)
- ・ 今後開催するセミナーに関するご要望(自由書込み)
- ・ 法規制に関する困りごと(自由書込み)
- ・ 安全に関する困りごと(自由書込み)
- ・ EMCに関する困りごと(自由書込み)
- ・ こんな情報を得たい(自由書込み)



「明快!!安全保障輸出管理教本・・・入門から実務まで」 冊子発行のご案内

輸出管理委員会

輸出管理委員会では、冊子「明快!!安全保障輸出管理教本・・・入門から実務まで」を取りまとめ、2月20日から販売開始しました。

研究開発部門から営業部門、アフターサービス部門にいたるまで輸出との接点が社内のいたるところにある現代の企業活動において、「輸出管理とはなにか?」を実務にそって明快にまとめました。

A4判サイズー106頁、¥1,400（一般価格・送料別）／1,200円（JEMIMA会員価格・送料別）

20部以上申し込みされると、一般、会員共に1部につき¥200ー割引となります。

対象：海外関連部門（輸出管理、海外営業、品質管理、生産技術等）に携わられる方

【明快!!安全保障輸出管理教本の概要】

安全保障輸出管理が重要とは（企業の外でも内でも）よく言われていることです。

しかし、現場にいる皆さんには今ひとつ実感がわかないという面もあるでしょう。

「輸出管理は難しい」、「法令集のどこを見ればよいのか」、「法律用語は難しい」、「社内研修会に出たがやっぱり分からない」というのがむしろ現実かも知れません。

法律は輸出管理関係に限らず、法、政令、省令、告示、運用通達、別表など多くの内容を熟知しなければ理解できないものです。しかし、国家試験が必要な分野では、その分野に携わる人々が多いため各種の豊富な解かり易い解説書籍が街に溢れています。

反面、輸出管理の分野では街の本屋さんでは、ほとんど見つけることはできません。最近では経済産業省でウェブサイトにも不正輸出防止の観点から参考になる事項を掲載しています。しかし、かなり専門書的なものが多く初心者が比較的容易に理解できるものではないと言えます。

当委員会では、まず何より「初心者にも容易に理解できる参考書」が必要だと考えました。同時に、折角作るのなら「中級者の実務の参考にもなるもの」でもなければならぬと考えました。

本書では、上記の要求に応えるため、以下の工夫をこらしています。

1. 左右見開き形式をとり、左頁にはエッセンスのみを極力平明・直截な表現で記述しました。

「左頁だけ読めば初心者用の必要最小限の知識が習得できる」ことと思います。

2. 右頁には参考法令の条文・背景解説・応用知識などを盛り込みました。

「より深く広く知りたい」読者にも役立つものと思います。

3. 索引を兼ねた略語・用語を用意し、用語解説を加えました。

「見たいときにすぐ使える」ことを目指しました。

本書が皆さんの企業で、安全保障輸出管理教育用又は参考書として使われ、企業にとって不正輸出等を回避するための、お役に立てば幸いです。

詳細ご案内・申込みは、JEMIMA Webサイト<http://www.jemima.or.jp/press/060214.htm>
よりお願いいたします。

発売約1ヶ月で1,000部突破！

『明快！！ 安全保障輸出管理教本・・・入門から実務まで』

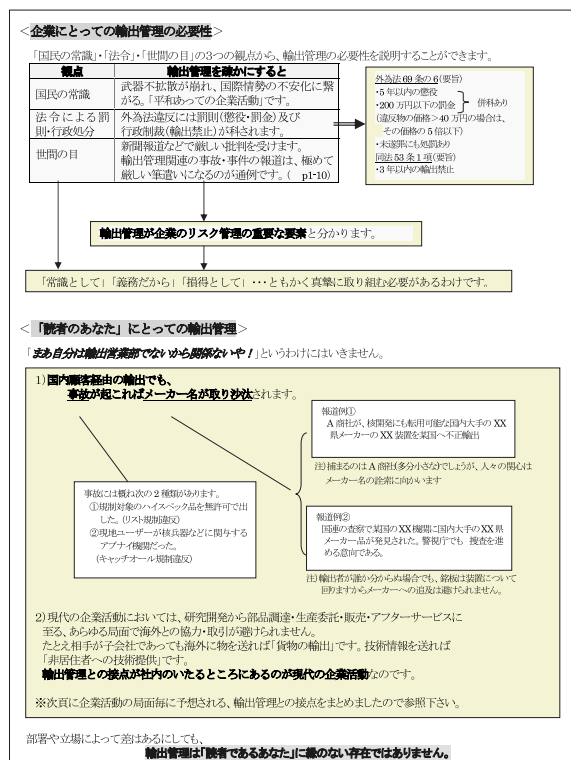
＜ご参考＞（各章をクリックするとサンプルが表示されます）

目次

- 第1章 安全保障輸出管理
第2章 リスト規制
第3章 役務取引の規制
第4章 キャッチオール規制
第5章 該非判定
第6章 輸出許可証(E/L)
第7章 許可不要の特例
第8章 判定書
第9章 法令読解入門
第10章 略語・用語解説
付録



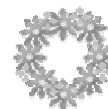
企業にとっての輸出管理の必要性



＜企業活動と輸出管理の接点の詳細＞

(前頁のフロー図で示した「輸出管理の接点」となるアクションの1つ1つに、どんな社内部門が関わり、どんな点に注意すべきか、そしてそれらに本書の記述がどのように対応しているかの概略をまとめました。)

	拠点となるアクションの内容	関連部門	要注事項	本部の 関係性
開発	・共同研究相手に資料を送付	研究開発部門	・非居住者への技術提供は役務取引規制の対象（たとえ相手の関係会社や居住在事務所の関係であっても）	第3章
製造・調遣	・外注先納品に人間入手の、図面送付	製造部門 資材調達部門	・相手の身元を徹底的に調べ徹くとキャッチオール規制適用の可能性（相手が共同関係工場も知り合い）	第4章
	・外注先・生産拠点の工場へ部品送付	製造部門	・図面送付は役務取引規制対象	第3章
	・不良品を返送	資材調達部門	・返品送付は貨物輸送そのものの、規制品を無害で受け止めるがリスト規制の該当非判定が必要 ・返品も輸出扱ううちです。	第2章
	・海外顧客への直接輸出 ・高度技能で技術者を提供 ・貨物の輸出	輸出営業／技術部門	・役務取引規制 ・リスト規制 ・キャッチオール規制適用（注意）	第3章 第2章 第4章
	・通関手と非該当証明 ・海外顧客との関係輸出 ・海外使用を前提にした受注	出荷部門／技術部門	・リスト規制	第8章
営業	客先へ非該当証明を発行 ↓ 「さき」の客先へ非該当証明を依頼された (例:東南アジア/海外委託)	国内営業／輸出営業 技術部門（該当非判定）	・キャッチオール規制 (法的義務あるのは輸出者が義務なくても取り調査するのは管理) ・リスト規制 (許可可否を認めた輸出者に迷惑)	第4章 第2章 第8章
		国内営業／輸出営業 技術部門	・キャッチオール規制 (中古品買った見込みの業者からの依頼の場合は、一層慎重に検討) ・リスト規制 (規制該当のハイスペック品でも国内納入時、深く認識しないことが多い。移設時に改めて告知と知らせることもあり。)	第8章 第4章 第2章
	・海外顧客／代理店などに図面・マニュアルを送付 ・製品を送付 ・現地又は日本でトレーニング実施 (出張指導・出張中にトレーニングが対応することあり)	技術部門 品質保証部門 サービスマン	・役務取引規制 (図面・マニュアル・トレーニング) ・リスト規制 (部品)	第3章 第2章
サポ				



発明発掘の手法に関する事例集

知的財産権委員会

知的財産権委員会では、平成17年度事業として質・価値共に高い発明の発掘手法について調査し、報告書（CD-ROM付）として取りまとめました。

本報告書では、発明発掘の手法に関して、会員企業の知財部門へアンケートを行い、事例紹介をまとめるとともに、アンケートから得られた発明発掘手法の特徴を分析検討し、考察を行いました。知的財産権に関して、会員企業のご参考となれば幸いです。

アンケート設問、考察の概要は下記のとおりです。詳細は報告書でご確認ください。

- 頒布価格：一般6,000円（送料別）、会員4,000円（送料別）
- 刊行物申込みは <http://www.jemima.or.jp/issue/index.htm> よりお願いします。

アンケート設問（15分野・88項目）

- (1)会社の関与：2項目、(2)知財部門：6項目、(3)特許調査：3項目、(4)場所：2項目
- (5)出願依頼状況：6項目、(6)発明者：5項目、(7)目標件数：4項目、(8)報奨：2項目
- (9)訴訟経験：3項目、(10)担当者の知識：7項目、(11)発明相談：8項目、
- (12)発明発掘会議（開発会議を含む）：6項目、(13)現状：27項目、(14)今後：2項目
- (15)要望：4項目。

考察 ～発明発掘がうまくいくためには～

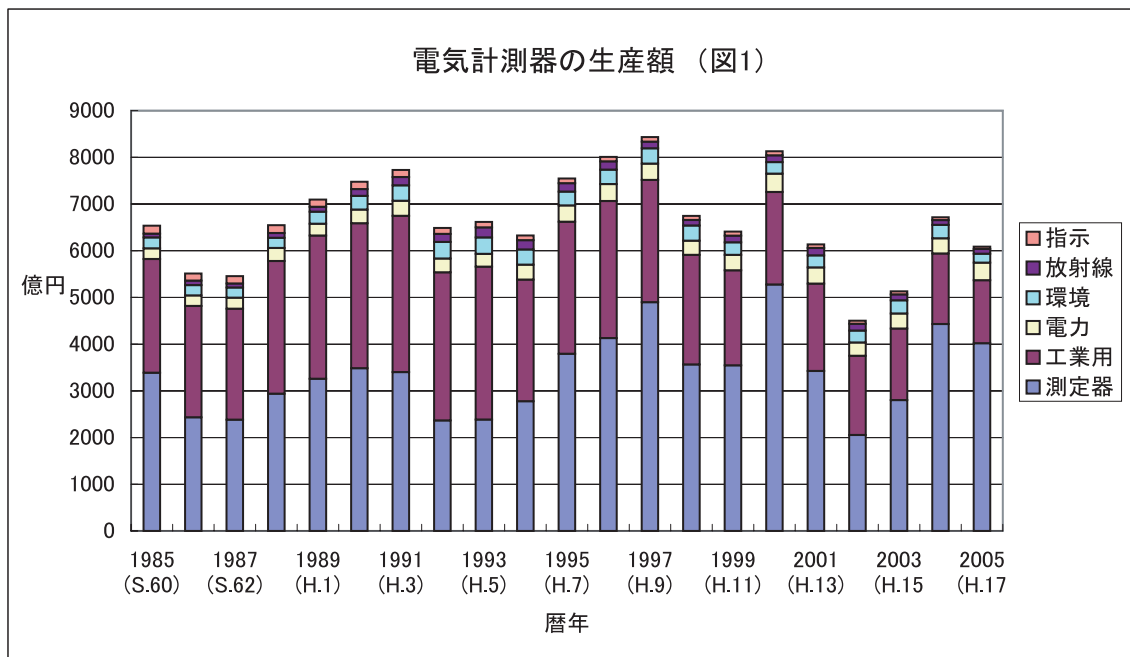
- ・会社・発明部門・知財部門の発明発掘を支えていくシステム構築：
 - 経営層の理解、特許戦略立案、発明活動計画、発明発掘会議の開催
 - （発明者報奨やノルマの効果は顕著でない）
- ・知財担当者の意識付け：
 - 開発ロードマップを理解し活用、
 - 発明相談は毎週ないし毎月実施・1件あたり平均1時間かける時間の余裕、
 - 担当分野の知識吸収





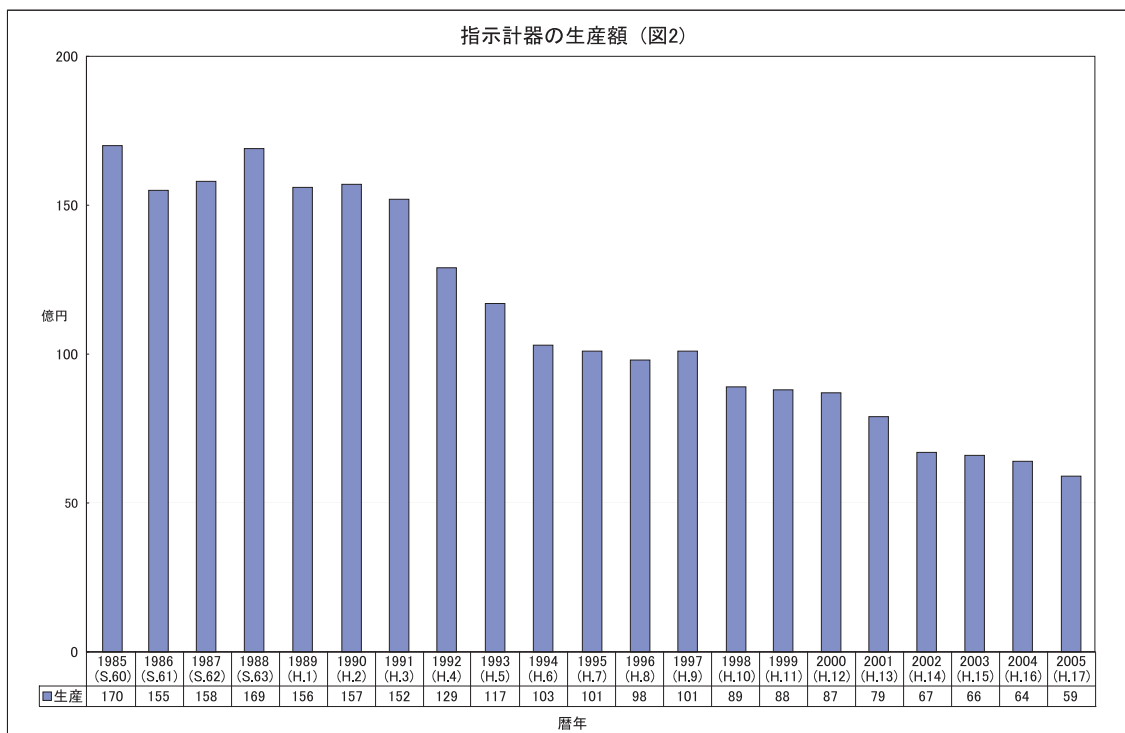
平成17年（暦年）の生産動向

経済産業省生産動態統計調査（月報ベース）による、平成17年（暦年）の生産金額をまとめた。電気計測器全体の生産額は6,087億円で、対前年比では、7.8.%減となったものの、2年連続しての生産において6,000億円を超えた。（各月の修正データは未対応）



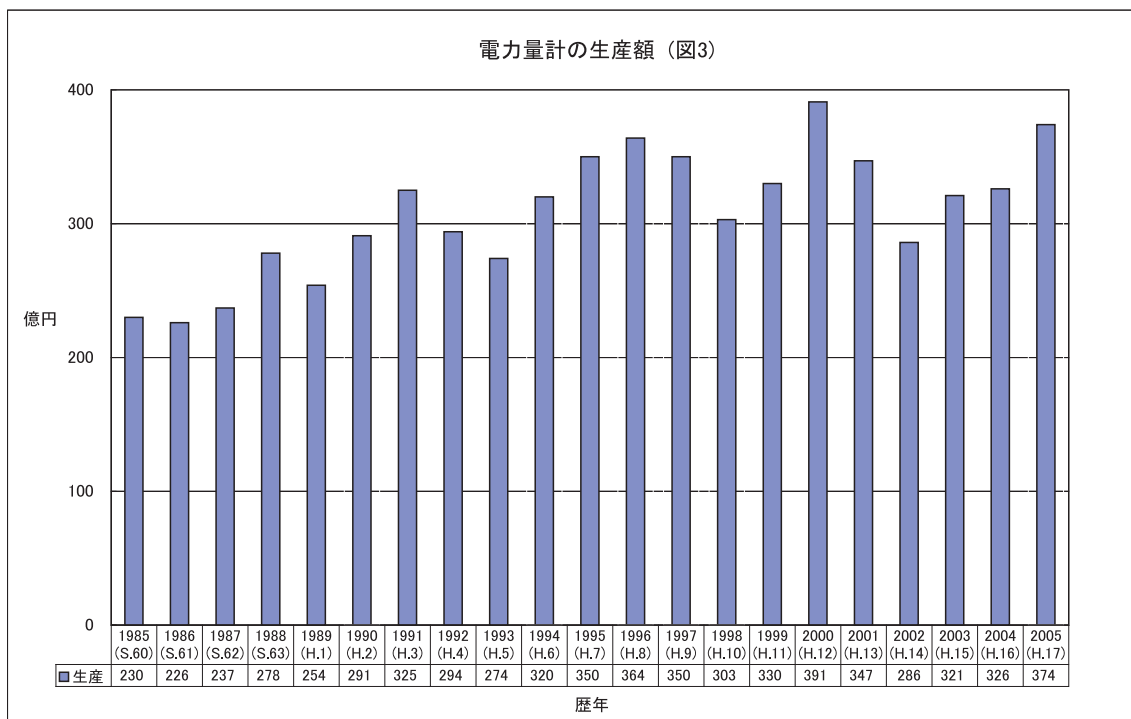
◇指示計器

指示計器は、平成9年の101億円以降、その後微減で推移し平成17年は53億円で平成9年以降8年連続減少となった。



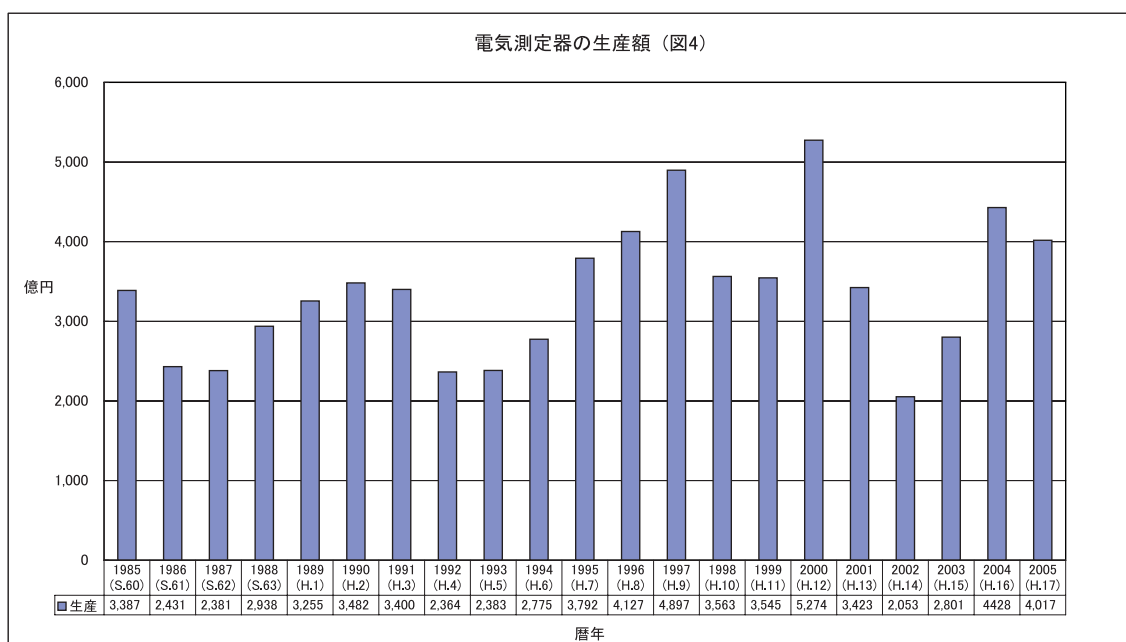
◇電力量計

電力量計は、平成12年に391億円と過去最高を記録。その後一旦は落ち込むものの、平成17年においては374億円（対前年比14.5%増）と伸びた。



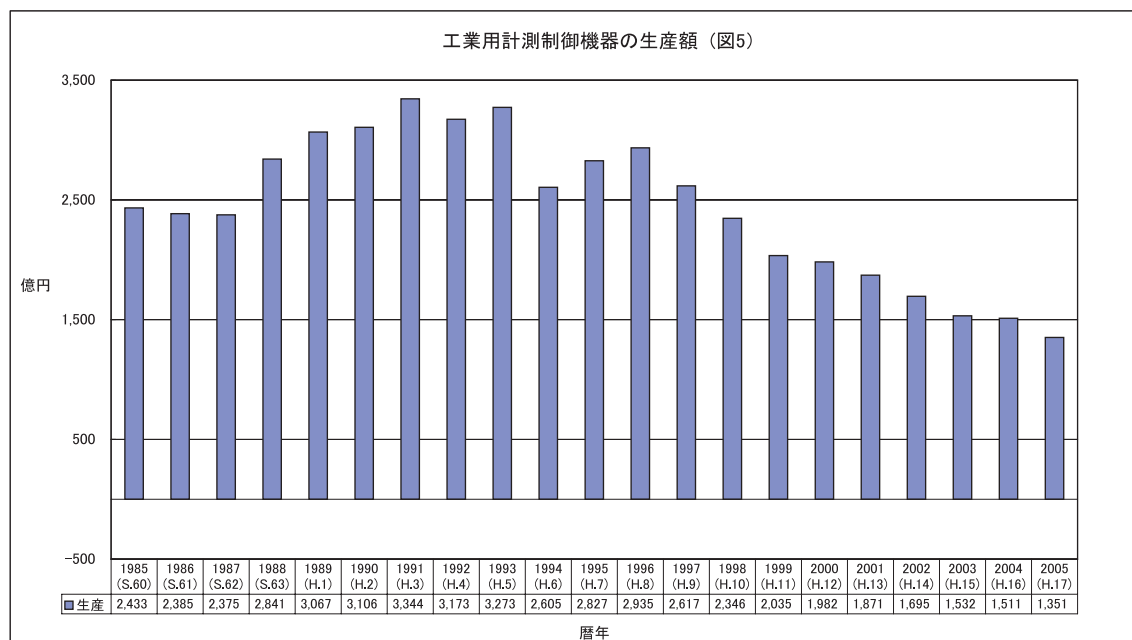
◇電気測定器

電気測定器は、平成17年4,017億円（対前年比9.6%減）。昨年の高い伸びを示した「半導体・IC測定器」が、後半（7-12月）にかけて前年度比を大きく上回る回復をしたものの、昨年末から8月までの設備投抑制が寄与し、対前年比では減少につながったと考えられる。一般測定器（半導体・IC測定器を除く）においては1,311億円（対前年比13.1%減）となった。



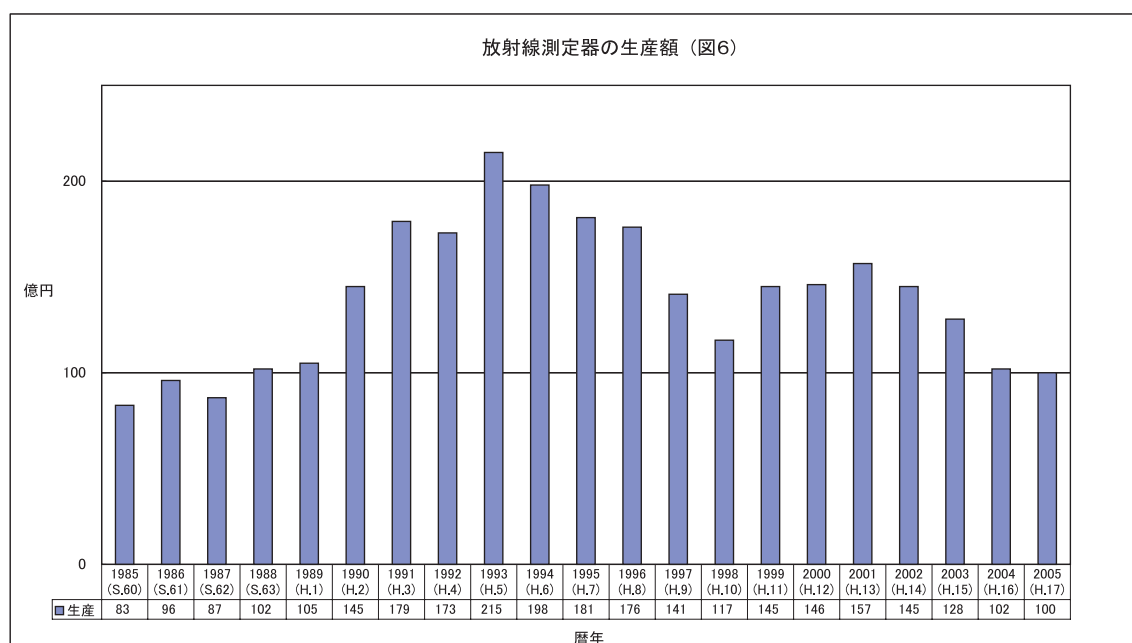
◇工業用計測制御機器

工業用計測制御機器は、平成17年1,351億円（対前年比7.1％減）。民間設備投資の抑制、オフショア化(海外生産)の移行が大きな要因と推測する。（国内）設備投資抑制傾向がみられ、海外設備投資に注視する必要のあるものの、生産額は横ばいで推移すると考えられる。



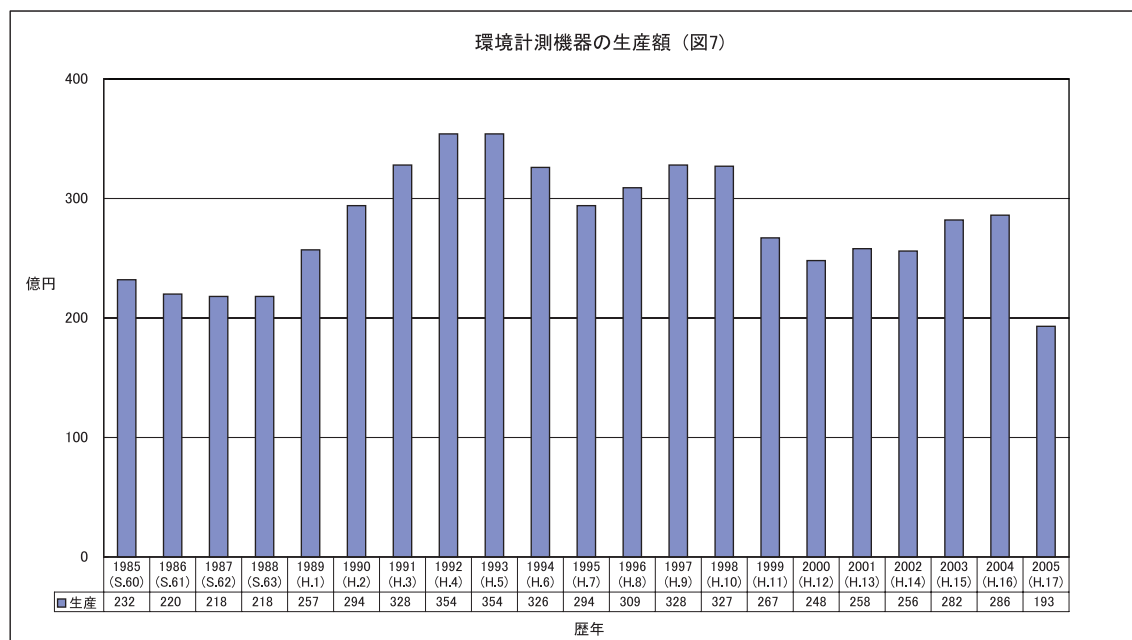
◇放射線測定器

放射線測定器は平成17年は100億円(対前年比2.0％減)と4年連続の減少となったが、昨年度に続き設備投資の狭間にあるためとも考えられる。



◇環境計測機器

環境計測機器は、平成17年193億円(11.6%減)。内訳を見ると大気汚染計測器・水質汚濁計測器・騒音振動計測器の合計で、185億円(対前年比11.3%減)、*注)自動車用公害測定機器8億円(対前年比18.9%減)である。



*注) 自動車用公害測定機器

調査番号2260

経済省生産動態統計

鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計

空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具

公害測定機器

対象事業所の見直し等に伴い、当年(H16暦年)と前年の数値のそのまま比較できない品目(調査番号2260)があります。

前月同月比を求める場合は、接続係数を前年の数値に乗じて計算してください。

また、複数月で接続係数がある品目については、その月の係数とその月以前の係数とを掛け合わせて計算してください。

平成15年12月以前の数値を使用して前月同月比を求める場合は、下記の係数を前の数値に乗じて計算してください。

数量：0.609

金額：0.094

『平成16年 鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報から抜粋』

お知らせ

■新入会員

3月度理事会において、下記の2社が正会員に入会が承認されました。また4月度理事会において、下記の会社が賛助会員に入会が承認されましたのでご案内いたします。なお、平成18年4月1日現在の正会員会社数は、83社となり、賛助会員数は、20社6団体となりました。

記

【正会員】

○平成18年2月1日入会

社 名：株式会社小野測器 (ONO SOKKI CO., LTD)

会員代表者名：代表取締役社長 小野 雅道

資 本 金：71億3,420万円

従 業 員：459名

本 社 所 在 地：〒226-8507

神奈川県横浜市緑区白山1-16-1

電話 045-935-3888

FAX 045-930-1303

ホームページ：<http://www.onosokki.co.jp/>

○平成18年4月1日入会

社 名：京西テクノス株式会社 (Kyosai Technos Co., Ltd)

会員代表者名：代表取締役社長 白井 努

資 本 金：3,000万円

従 業 員：120名

本 社 所 在 地：〒192-0154

東京都八王子市下恩方町424

電話 042-652-1341

FAX 042-651-9826

ホームページ：<http://www.kyosaitec.co.jp/>

【賛助会員】

○平成18年4月1日入会

社 名：日本キスラー株式会社 (Kistler Japan Co., Ltd)

会員代表者名：代表取締役社長 堀 裕尚

資 本 金：5,000万円

従 業 員：36名

本 社 所 在 地：〒105-0012

東京都港区芝大門2-7-5 MTビル

電話 03-3578-0271

FAX 03-3578-0278

ホームページ：<http://www.kistler.co.jp/>

■第46回（平成18年度）定時総会の日時・場所について

下記のとおりクラブ関東において、理事会・総会・懇談会が開催されます。

● 理事会：平成18年5月17日（水）15時～15時50分

● 総 会： " 16時～17時

● 春季経営者懇談会： " 17時15分～19時

【場 所】クラブ関東：東京都千代田区丸の内1丁目3番1号 東京銀行協会ビルディング19階

電話：03-5221-8955

交通の便

・JRをご利用の場合：東京駅丸ノ内北口より徒歩5分

・地下鉄をご利用の場合：

都営三田線大手町駅より徒歩1分（連絡口 D4を利用）

東京メトロ東西線大手町駅より徒歩1分（連絡口 D4を利用）

" 千代田線大手町駅より徒歩1分（連絡口 D4を利用）

" 丸ノ内線大手町駅より徒歩5分

" 丸ノ内線東京駅より徒歩5分

" 半蔵門線大手町駅より徒歩5分

■ 委員会組織の変更及び特別委員会構成会社について

1. 委員会種別の変更について

- (1) 校正事業者認定制度推進委員会（臨時委員会）を校正事業推進委員会（一般委員会）に変更する。英文名：Calibration Service Committee

【理由】当業界におけるJCSS制度の定着に向けて、(独)産業技術総合研究所及び(独)製品評価技術基盤機構等と継続的な協調・協業が必要であること。

- (2) 法規制・規格委員会を特別委員会から一般委員会に変更する。

【理由】委員会としての活動が軌道に乗ると共に新規に参加を希望する企業が多くなり、委員会への参加資格を自由化した方がよい。

2. 委員会の改廃について

- (1) 中国委員会（臨時委員会）

平成17年度半ばまで企画委員会の下で中国タスクフォースで検討した結果、展示会関連、調達関連等具体的な中国問題については他委員会との機能重複を避け、個々の委員会で検討を深めた方が効率的との結論となったことから委員会を一度廃止し、個別課題に対するアプローチを明確にした上で再度総合的に課題解決をする場として設立したい。

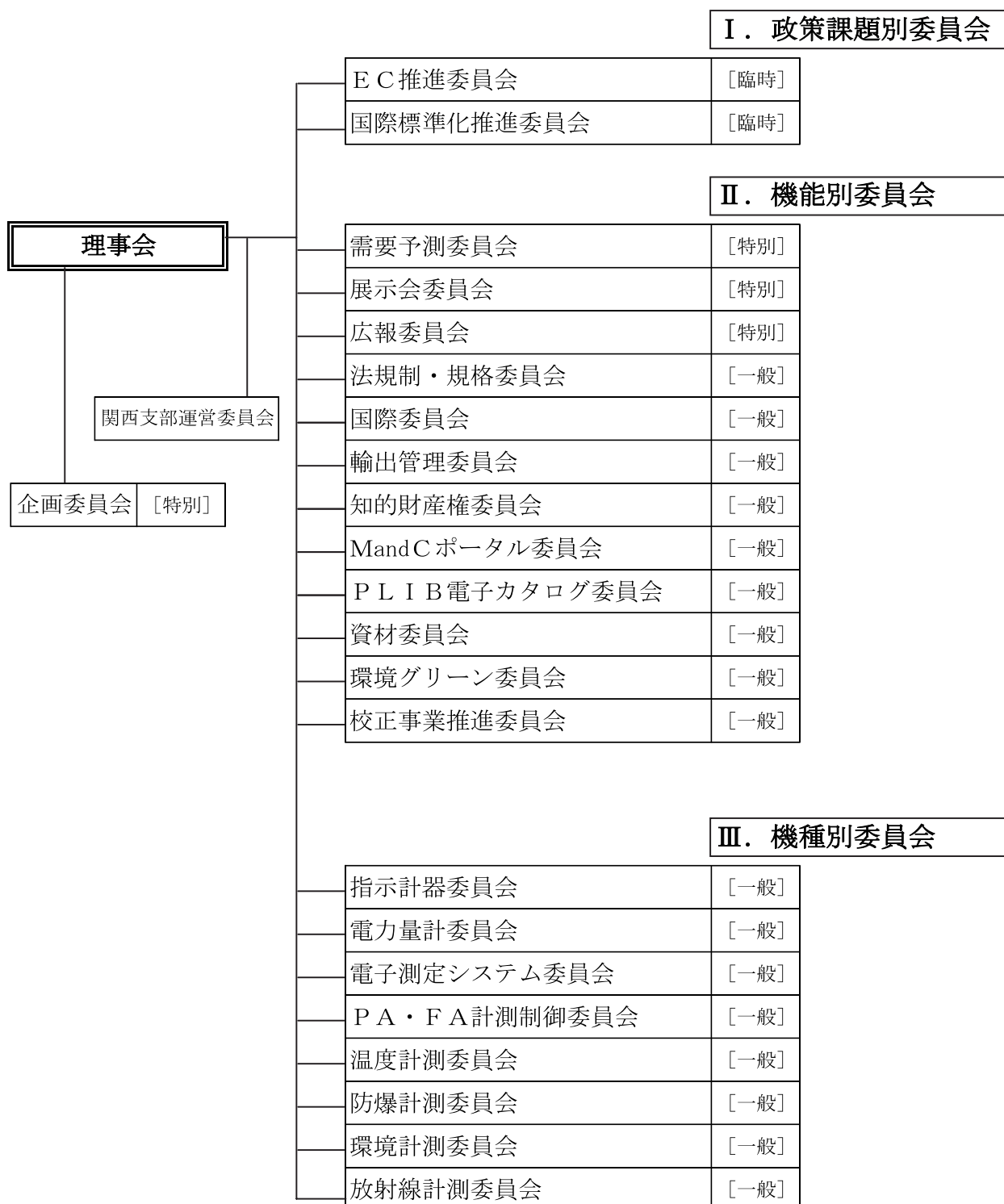
- (2) 将来技術テーマ探索委員会（一般委員会）

当業界の技術ロードマップを作り、その中から国家プロジェクトとして当業界の共通の基盤的な技術開発課題を提案すべく活動してきた。技術ロードマップを作成した上で、各省、産総研等と幾度かの意見交換を実施した。また、個別企業の提案支援も行った。しかし、大型国家プロジェクトとしては現行各省助成スキームと当業界の希望するところがなかなかマッチしない状況であるので当委員会は一旦終了する。なお、今後技術開発課題をどのような体制で行うかについて企画委員会で検討する。

- (3) 技術解説委員会（臨時委員会）

見直しの方向性、年度別作業手順を検討確認し今年度以降の環境計測関係の見直しと電子計測器の新規作業については、事務局対応で実施しているので委員会としては廃止としたい。

社団法人日本電気計測工業会 平成18年度委員会組織図



3. 特別委員会構成員について

2年に一度構成員の見直しを実施することになっており、下記委員会について特別委員会構成員の見直しと変更を行った。

(1) 企画委員会（政策課題別委員会、特別委員会）

下記の構成員一覧表のとおりであり、構成員は変更しない。

企画委員会構成員（平成18年度～19年度）

	正会員名
1	株式会社アドバンテスト
2	アンリツ株式会社
3	株式会社エヌエフ回路設計ブロック
4	島津システムソリューションズ株式会社
5	株式会社チノー
6	富士電機システムズ株式会社
7	株式会社堀場製作所
8	株式会社 山 武
9	横河電機株式会社

以上 9社

(2) 展示会委員会（機能別委員会、特別委員会）

下記の構成員一覧表に示すように、前年度構成員に加えて新たに菊水電子工業株式会社にご参加いただいた。

展示会委員会構成員（平成18年度～19年度）

	正会員名
1	株式会社アドバンテスト
2	アンリツ株式会社
3	岩通計測株式会社
4	菊水電子工業株式会社
5	島津システムソリューションズ株式会社
6	株式会社チノー
7	株式会社 東 芝
8	富士電機システムズ株式会社
9	株式会社堀場製作所
10	株式会社 山 武
11	横河電機株式会社

以上 11社

電気用品安全法の表示の変更に係る販売の 経過措置についてのお知らせ

平成18年3月20日
社団法人 日本電気計測器工業会

既に新聞報道等でご存じのことと思いますが、電気用品安全法の表示の変更に係る販売の経過措置の終了が近づいているものがあり、経済産業省から下記のようなお知らせが出ております。

当工業会の会員各社におかれましても十分ご注意ください、お知らせいたします。

- ◎ 電気用品安全法の表示の変更に係る販売の経過措置について（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/press/20060217005/20060217005.html>
- ◎ 経過措置の一部終了に伴う対策について（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/keikasochi/keikasochi_q&a_new.htm

〔備 考〕

- ◎ 当工業会の会員各社が製造・輸入・販売されている製品が、電気用品安全法の電気用品に指定されていないものであっても、これらに使用される製品・部分品・附属品に対して電気用品安全法に規定する義務の履行が課せられる場合があります。
(注：ここで「販売」とは、対価を受けることを条件として、対象の電気用品（中古品を含む）を他人に譲り渡す行為を事業として行うことです。)
- ◎ **販売猶予期間が5年のものは、平成18年4月1日以降、販売することができなくなります。**
当工業会の会員各社が製造・販売されている製品・部分品・附属品は、販売猶予期間が5年のものは少ないものと思われませんが、ご確認ください。
この中、**コンセント付きの測定器台車やコンセント付きのシステムラック**などが、「コンセント付き家具」や「その他の電気機械器具付き家具」に相当する場合がありますので、特にご注意ください。
- ◎ **販売猶予期間が7年のものは、平成20年4月1日以降、販売することができなくなります。**
この中、附属品として添付されていることが多い**電源コードセット、電源ヒューズ、直流電源装置（ACアダプタ）**等は、販売猶予期間が7年のものが多いと思われるので、今後特にご注意ください。
- ◎ **販売猶予期間が10年のものは、平成23年4月1日以降、販売することができなくなります。**
この中、附属品として添付されていることが多い**2P-3Pアダプタ**等は、販売猶予期間が10年のものが多いと思われるので、今後特にご注意ください。
- ◎ **販売猶予期間以降、電気用品安全法で規定する表示の無いものは、製品添付品、流通在庫品、中古品なども販売等ができなくなりますので、ご注意ください。**（最近、家電中古品について新聞等に報道されておりますが、計測器等においても特に中古品販売の際はご注意ください。）

このお知らせは、社団法人 日本電気計測器工業会、法規制・規格委員会がとりまとめたものです。
このお知らせについて疑義がある場合には、houki@jemima.or.jpまでご連絡ください。

以上